

千葉教育

千葉の子どもたちの未来のために

菊

平成28年度
No. 640

10・11月号

特集

学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは

○シリーズ 現代の教育事情

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 青木 隆一
国立特別支援教育総合研究所 原田 公人
県総合教育センター特別支援教育部
浦安市教育委員会

○提言

大正大学心理社会学部教授 玉井 邦夫



千葉県総合教育センター

学校白慢

夢と思いやりの心をもち、 チャレンジする子ども

千葉市立あやめ台小学校長 みやざわ 宮澤 ひとし 仁



1 はじめに

本校は、千葉市の中心地より北西に位置し、国道16号線をはさんで県総合スポーツセンター、学校の隣には7haもの広大な敷地の園生の森公園があり、自然環境に恵まれ、創立50周年を迎える学校である。

「豊かな心をもち、活力にみちた子どもの育成」を学校教育目標に掲げ、日々子どもたちが生き生きと生活できるようにするための活動を考えている。

2 あやめっ子の活動

(1) **あ**かるい笑顔と元気な体

①子どもたちは、毎朝登校するとすぐにグラウンドに出て、千葉市一周マラソンを行っている。一日に10周走る子もいれば、ぎりぎりに登校し一周しか走れない子どももいるが、どの子も自分のペースで挑戦し、完走目指してがんばっている。

②毎週木曜日、帰りの会が終わると全校があやめっ子広場に集合し、自宅のある方面別に分かれて集団下校をする。毎日、登下校時にはセーフティーウォッチャーの方々が危険箇所に立ってくださっていたり、集団下校強化日には、保護者の方々と一緒に下校の様子を見守ってくださったりしている。



(2) **や**さしい心と思いやり

①本校には、通常学級と特別支援学級・通級指導教室が設置されている。LD等通級指導教室には、通常学級に在籍する、学習面で極端なつまずきや人とのコミュニケーションに苦手さが見られる子どもが、言語通級指導教

室には、吃音・発音や言葉の発達に遅れが見られるなどの困難を抱える子どもが、本校のみならず、同区内やその周辺の学校から通級している。一緒に生活する中で、それぞれの個性を理解し、お互いを認め合いながら成長している。

②特別支援学級を含む1年から6年の異年齢集団のグループを作り、「ふれあい活動」を行っている。全校遠足や班遊びをしたり、隣接している園生の森を使って「森のオリエンテーリング」等も行ったりしている。森は、ふれあい活動以外にも、学習でも活用している。



(3) **め**あてをもってがんばる子

朝のチャレンジタイム（朝学習）に、担任と担任以外の職員で学習指導を行ったり、読書指導をしたりしている。この時間では、ドリル等を使って学習の補習や個別指導を行うようにしてる。読書指導では、個々に読書を進めたり、図書館指導員が各学級をまわり、読み聞かせをしたりしている。

3 おわりに

あやめっ子はいつも笑顔でとても明るく、友達と仲良く元気に生活している。しかし、配慮を要する子どもも多い。

これからも私たち職員・保護者・地域が協力し、どの子どももいつも笑顔で、安心して登校し、学習・生活できるよう、子ども一人一人に寄り添いながら、その子にあった言葉をかけていきたい。

目次

千葉教育 菊 No.6 4 0

◆学校自慢

夢と思いやりの心もち、チャレンジする子ども

千葉市立あやめ台小学校長 宮澤 仁

◆提言

学校現場に願うこと

大正大学心理社会学部教授 玉井 邦夫 …2

シリーズ！ 現代の教育事情 学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは

- 学校における合理的配慮の推進に当たって 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官 青木 隆一 … 4
- 学校における合理的配慮の提供 国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員 原田 公人 … 6
- 千葉県教育委員会職員対応要領の概要と「ヒント集」の活用について 県総合教育センター特別支援教育部 … 8
- 学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは～インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業を通して～ 浦安市教育委員会 …10

私の教師道

- 学校を創る 一日一日の地道な取組 木更津市立請西小学校校長 小尾 哲郎 …12
- 学校を支える 地域と共に育て、共に歩む学校 八千代市立睦中学校教頭 山根 弘行 …14
- 学校を動かす 学び合い・支え合い・認め合える教職員集団を目指して～元気印の教務主任として取り組んだこと～ 浦安市立入船中学校教頭 山本 典子 …16
- 研修を生かす 実践あるのみ～人は行動で決まる～ 県立湖北特別支援学校教諭 佐藤 宏樹 …17
- 授業を創る 主体的に考え表現できる児童を育むために 勝浦市立勝浦小学校教諭 高岡 顕慎 …18
- 子どもを知る 共有～子どもとともに～ 成田市立久住小学校教諭 大胡 沙織 …20
- 子どもを知る つながり広がる輪 県立東金高等学校教諭 桑原 愛 …20

活・研究 長期研究生からの報告

- 小学校編 身近な政治の働きから、子どもの社会参画意識を育む指導の在り方 松戸市立大橋小学校教諭 田畑 弘義 …21
- 中学校編 明るい未来を感じられる健康教育の在り方 ～「いのちの大切さを育む、がん教育」の実践を通して～ 袖ヶ浦市立蔵波中学校養護教諭 田端 絹子 …24
- 高等学校編 歴史授業からアプローチした、自己も他者も認める人権感覚育成の在り方 ～AHPを活用した話し合い活動を通して～ 県教育庁教育振興部指導課指導主事 渡邊 嘉三 …27

情報アラカルト

- 小学校における博物館の利用法 ～中央博物館大利根分館の例～ 県立中央博物館大利根分館主任上席研究員 榎 美香 …30
- 平成 28 年度特別展 出発進行 ～もっと・ずっと・ちばの鉄道～ 県立現代産業科学館上席研究員 石井 俊正 …31
- 「能動的自立研修」支援のためのツール改善 県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発担当 …32
- 研究報告第 422 号「これからの時代に求められる資質・能力を教科横断的に育成する指導法に関する研究」について 県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発担当 …33
- 特別支援教育部からのお知らせ 県総合教育センター特別支援教育部 …35

学校 NOW！

- 学校歳時記 道德教育の実践はどう変わるか 教育創造研究センター所長 高階 玲治 …36
- 笑顔をとりとどせ 外部機関との連携と、チームで取り組む校内研修 鴨川市立安房東中学校教諭 石崎要一郎 …38
- 千葉歴史の散歩道 袖ヶ浦市文協遺跡の大量出土銭～考古資料を読み解く作業～ 公益財団法人千葉県教育振興財団・調査課長 蜂屋 孝之

道 標

学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは

特別支援教育が本格的に実施となった平成 19 年に、我が国は「障害者の権利に関する条約」に署名をした。それを受け「障害者基本法」の改正、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）の制定など国内法を整備し、平成 26 年 1 月同条約の批准に至った。これらの中で合理的配慮提供の法的義務などが示され、並行して教育分野においては、平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」を取りまとめた。

教育分野における「合理的配慮」とは、同報告によれば「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・

調整を行うこと」である。

本県では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を策定し、平成 28 年 4 月から施行されている。

県立学校長及び各教育事務所長を経て市町村教育長に「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」により、すべての公立学校の校長に対して、本人・保護者への周知及び適切な対応を通知した。

本号では、インクルーシブ教育システムの構築に向けた視点の一つである「合理的配慮」の提供、及び「基礎的環境整備」について「障害者差別解消法」が施行された今、実際に学校でどのような取組が求められているかを考える。

提

言

学校現場に願うこと

大正大学心理社会学部教授 たまい くに 玉井 邦夫

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、わが国が平成26年に国連の障害者権利条約を批准したことを受けた国内法整備の、いわば総仕上げ的な位置づけとなる。障害者基本法、障害者虐待防止法、雇用促進法などの整備を経て制定された。この法律に登場するのが「合理的配慮」という概念である。この言葉は、以前から障害をもつ子どもや成人の社会生活への参加を保障していく上で鍵概念として提唱されてきた。たいへん聞き心地のいい言葉でもあり、その概念の主旨に対して異議を唱える向きは少ないと思われる。しかし、現実問題として「合理的配慮」を提供するということは、何よりもこれまで暗黙裏とされてきたさまざまな慣習や思想に検証のメスを入れることにつながることであり、学校現場においても少なからず混乱が生じる可能性も懸念される。

もともと、何らかの発達の課題をもつ子どもに対する教育では、標準的な目標値や指導法、教材、教育環境では不十分となる。当然、差別化された対応が必要になることになる。問題とされるのはそれが「合理的」かどうか、ということである。すでにさまざまな形で公にされている「学校における合理的配慮」に関する見解では、具体例として「移動が困難→ハードウェア的な環境整備」「読み書きの困難→拡大表示や読み上げ機器の導入」「指示理解の困難→プランの視覚化や指示の単純化」といったことがらが示されている。こ

れらは特殊教育時代から当たり前のこととして想定されていたことがらであり、これが「合理的配慮」だと言われれば、別段、何も変更しなくてもいいのではないかと、いう気持ちになるかもしれない。しかし、ことはそう簡単ではないのである。そもそも、障害者差別解消法は「障害を理由とした差別」を禁止している。一見差別的と感じられるような対応が「障害を理由」としているかどうか問われることになるのである。「車椅子では移動に支障を来すから修学旅行は来ないでください」という対応は、明らかに「障害を理由にした差別」になるだろう。かといって、修学旅行先の国宝寺院にエレベーターを設置するという要求は「合理的」範囲に当たるのかどうか。そんなことはとても無理だということになるのであれば、その寺院を旅行先から外せばいいのかと言え、それもまた教育的見地からして疑問も生じるに違いない。つまり、「伝統的に」とか「これまでずっと慣例として行ってきたから」という前提が、はたして差別につながるものなのかどうかを問い直す、という作業が必要になるのである。何が「合理的配慮」かという判断には、その子に関わる教員の力量がダイレクトに問われてくる。ある事例では、知的障害の支援学級で、数年にわたり何の変化もなく平仮名のなぞり書き課題をくり返していた。その子は、なぞり書きのプリントに自分の氏名をちゃんと書いていたにもかかわらず、なぞり書きプリン

トは続けられていた。担任は、その子を書いた氏名の一文字ずつに堂々と花丸をつけていた。そのこと自体が、担任が「氏名を平仮名で書ける＝文字を連ねて一つ概念を表記できる」子どもに対して「文字レベル」の水準でしかないという判断をしていた証左であろう。そもそも、子どもを発達的に見るということの本質は「できなかったことができるようになった」ことではなく「相変わらずできないが、できなさが違ってきている」ことを見抜くことである。それができない教員からすれば、自分の氏名が書けていてもなぞり書きを拒否する子どもは「字が書けない」子どもであり、なぞり書きプリントは「合理的」な教材に思えるのであろう。しかし、「氏名が書ける」ことに注目できる教員ならば、その子のなぞり書きプリント拒否の行動は「つまらない」という主張として受け止められ、文字をコミュニケーションのツールとして用いる課題を設定することでその子の本来的な「できなさ」を理解しようと努めるはずである。「合理性」の評価が関わり手の力量によって変動するという事実は、「合理性」を判断する仕組みを学校内に築き上げる組織的対応の必要性を生み出すのである。こうした「合理性」の判断の難しさとともに、もう一つ、「合理的配慮」に関する学校現場の課題がある。差別解消法では、「差別に当たる」「合理的配慮の不提供である」という問題提起が、当事者からの申し出に委ねられている。ひらたく言うならば、「先生のしていることはおかしい（＝差別）のではないですか」ということを、本人または本人の意志を代弁し得る人（たいていは保護者であろう）から申し出られることで検証が始まる、という仕組みなのである。もしも、「言いたいけれど、言ったら最後、相手にされなくなったり授業の中で厳しくされたりするようなことになるなら、

まだしも今のままの方がいい」と思う保護者がいたとしたら、その保護者の子どもに対しては教員側は「合理的配慮」をしているということに関して何の疑いも持たずに学校生活が続けるということになるのである。換言すれば、「合理的配慮」概念を学校現場に降ろしていく上では、「子どもに対する対応力」と同時に「保護者に対する対応力」が要求されてくるということになる。これを、「過大な要求」とか「新しい課題」として捉えてほしくはない。そのことに関する説明をもって、提言のまとめにしたい。

誰しもが、相手によって言動の基準を少しずつ切り替えているはずである。「この人には言える」「この状況ではできない」等々である。それが上手にできないのが「障害をもつ子ども」たちなのである。多くの教員は、このことを理解し、「私にとっては当たり前のことがこの子にとっては結構大変」という気づきをくり返しながら教材開発や環境設定に努める。そして、自らの工夫によって見られた子どもの反応を保護者にフィードバックすることで保護者との関係性を築いていく。「その子の障害の表れを関係性として理解し、その子との関わりのモデルを自らの実践を通して保護者に提示する」という営みをしているのである。この思考が担保されている限り、「学校における合理的配慮」は守られるだろう。しかし、「なんでそんなことするの」「どうしてわかってくれないの」といった、想像力欠如の言動を教員が始めたとしたら、差別解消法はとんでもない「制約」として学校現場に襲いかかることになる。個々の教員の資質批判ではなく、「よりよく」「差別解消」を目指した実践検証の仕組みが学校現場に確立されることを願ってやまない。

学校における合理的配慮の推進に当たって

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官

あおき りゅういち
青木 隆一



1 はじめに

特別支援教育は今年4月で10年目を迎えた。この節目の年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）が施行になった。本法の施行に伴い、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止はもちろん、本人や保護者から意思の表明のあった合理的配慮の提供が、国公立学校においては義務化（私立学校においては努力義務）され、各学校には、これらに適切に対応することが求められている。

2 学校における合理的配慮への対応

障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供が法令上義務化されたことで、不安に思っている方がおられるのではないだろうか。そこで、各学校が合理的配慮等に対応していく際のポイントを以下に述べる。

(1) 合理的配慮等の正しい理解

なにより合理的配慮や基礎的環境整備について、その趣旨や背景も含めて正しく理解することが重要である。「障害者の権利に関する条約」の署名から批准に至るまでの法令等の整備をはじめとする国内の動向、障害者差別解消法に基づく政府の基本方針や「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、更に千葉県が独自に策定している「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」等を一読するなどして、何のための合

理的配慮なのかを改めて御確認いただきたい。特に教育分野においては平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「中教審報告」という）が参考となる。

(2) 組織での対応

特別支援教育実施の責任者である校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とし、特別支援学校のセンター的機能も活用しながら、全教職員が合理的配慮等に関われるような校内体制の構築が重要である。一部の担当者だけに任せきりにするようなことは適切ではない。また、学校だけでは対応が困難な場合には、設置者である教育委員会や外部の専門家等とも連携していくことが大切である。

(3) これまでの実践を大切に

各学校は、これまでも一人一人の子どもの障害の状態や特性等を踏まえ、教育的ニーズに応じた様々な配慮や支援を行ってきた。例えば、視覚に障害のあるAさんが黒板を見やすいように座席位置を教室の前方にしたり、配付プリントを拡大コピーしたり、拡大読書器やタブレット型端末などを活用したりして、Aさんが学習しやすいよう配慮をしている。このような実践こそ合理的配慮等を考えていく上での財産である。自信をもって取り組んでほしい。なお、中教審報告では、「学校教育においてこれまで行われてきた配慮を、今回、『合理的

配慮』の観点として改めて整理した」としている。

(4)本人・保護者との対話

合理的配慮がその子どもにとって適切なものとなるためには、本人・保護者の思いに寄り添いながら、学校からの丁寧な情報提供や説明が欠かせない。本人・保護者の思いと学校でできることが合致せずに合意形成が難しい場合であっても「対立」ではなく「建設的対話」を通して、合意形成に向けた対応が大切である。合理的配慮をしない理由ではなく、合理的配慮をする方法を考えていただきたい。

(5)柔軟な対応

合理的配慮について具体的に検討する際、均衡を失した又は過度の負担を踏まえることになる。例えば、車いすを使用するBさんの保護者から「二階の教室に行かれるようにエレベーターを設置してほしい」という申し出があった場合、財政面からエレベーターの設置が難しいと判断せざるを得ないこともある。その際、過重な負担になるので合理的配慮を提供できないという結論ではなく、代替案を考えるなど柔軟に対応する必要がある。この場合の合理的配慮の本質は、エレベーター設置の可否ではない。Bさんにとって必要な学習の場が二階にあり、一階から移動できないことで、Bさんが学習を受けられない状態になることへの対応こそが本質である。この本質を踏まえれば、教職員で介助体制を組む、あるいは学習に必要な教室を一階にするなどの方法も考えられるのではないか。

(6)合理的配慮の見直し・改善

一度決定した合理的配慮は固定的なものではない。子どもの発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直し、更に改善を図っていくことが大切である。なお、見直しと改善ができることを本人・保護者と共通理解しておくことが重要である。

(7)引継ぎを確実に行うこと

進学等の移行期において、合理的配慮が途切れることのないように引き継ぐことが

大切である。特に小学校から中学校への進学など学校段階が変わるときは留意が必要である。その際、引継ぎのツールとして、個別の教育支援計画が有効である。合理的配慮の内容等を個別の教育支援計画に明記し、作成する段階から活用する段階へとシフトさせることが大切である。また、組織として確実に引き継げるシステムを整えることも大切である。

(8)基礎的環境整備の充実

学校も含めて設置者である教育委員会は、合理的配慮の基礎となる「基礎的環境整備」を充実させていくことが、ますます重要になってくる。基礎的環境整備の充実は合理的配慮の充実につながるとともに、合理的配慮の充実が基礎的環境整備の充実につながる。両者は、表裏一体の関係であると言える。

(9)データベースの活用

合理的配慮に関する研修や実際の検討に当たっては、国立特別支援教育総合研究所の「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」に掲載されている合理的配慮等の実践事例を参考にいただきたい。その際、掲載事例はあくまで参考であり、目の前の子どもにそのまま当てはまるものではないことに留意が必要である。「掲載されている事例は、どの子どもにも必ずやらなければならない」、「具体例に掲載されていることさえやれば、法律に適切に対応したことになる」と考えられがちだが、いずれも誤りである。

3 おわりに

今後、インクルーシブ教育システムの構築がより一層推進されるなか、合理的配慮は我が国の共通言語になってくる。千葉県のだこの学校においても、障害のある子供が当たり前のように十分な教育が受けられるようになっていくことを願っている。

学校における合理的配慮の提供

国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員

はらだ きみひと
原田 公人



1 障害者の権利に関する条約

平成 18 年(2006 年)の国連総会において、障害に基づくあらゆる差別の禁止や障害者が社会に参画し、包容されることを促進することなどを規定する「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)が採択された。わが国は、平成 19 年 9 月に署名、平成 20 年 5 月に条約発効、平成 26 年 1 月に批准した。

障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、「障害者の機能等の最大限の発達と社会への効果的な参加を可能とすることを目的として、障害のあるものとなないものがともに学ぶ仕組み」であり、一般的な教育制度から排除されないこと、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることである。

2 特別支援教育の理念と児童生徒数

わが国の特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの(平成 19 年文部科学省初等中等教育局長通知)」とされている。

平成 27 年度の義務教育段階にある全児童生徒数は、1,009 万人である。その中で、特別支援学校、小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導を受けている人数は、全体の 3.58% の約 36 万人であった。児童生徒数が毎年減少する中で、特別支援学校、

小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒は、毎年約 1.5 万人から 2 万人ほど増えている。

3 インクルーシブ教育システムにおける合理的配慮・基礎的環境整備

中央教育審議会初等中等教育分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」について報告した(平成 24 年 7 月)。その中で、合理的配慮と基礎的環境整備について、以下のように述べている。

(1)合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を共有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものである。また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないとされている。

(2)基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援は、各自治体で、それぞれ教育環境の整備を個別に行う。これらは合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備であり、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供する。

(3)学校における合理的配慮

合理的配慮は、基礎的環境整備の上に成り立っていることがポイントである。つまり、提供した合理的配慮の内容が、同じ障

害の状態である別の学校で同様に提供され
るとは限らない。学校の基礎的環境整備に
より、個別に提供できる合理的配慮の内容
が異なることはあり得る。合理的配慮とは、
あくまでも個に応じてなされるものである
ことに留意する必要がある。

また、基礎的環境整備とは、施設・設備
の整備、学校（特別支援学校・特別支援学級・
通級による指導）を設置すること、個別の
教育支援計画や個別の指導計画の作成・指
導等を意味する。これらは学校の実態に応
じて整備することになる。

4 障害者差別解消法

(1)趣旨

障害者差別解消法は、「障害者基本法」
第4条に定められた、「差別の禁止」とい
う基本原則を具体化するために作られた法
律であり、平成28年4月1日に施行された。
この法律では、差別的取扱いの禁止につ
いて、国、地方公共団体等、民間事業者とも、
「差別してはならない」という法的義務で
ある。「合理的配慮の提供」については、
国や地方公共団体等は、「提供しなくては
ならない」という法的義務、民間事業者は、
「提供するよう努めなければならない」と
いう努力義務とされている。

(2)文部科学省所管事業分野の対応指針

平成27年11月、文部科学省は所管事業
分野の対応指針について告示した。この中
で、不当な差別的取扱いに当たらない具体
例として、「障害のある幼児、児童及び生
徒のため、通級による指導を実施する場合
において、また特別支援学級及び特別支援
学校において、特別の教育課程を編成する
こと」が述べられている。

合理的配慮に関しては、「障害者等の相
談等に的確に対応するため、研修等を通じ
て、法の趣旨の普及・障害に関する理解の
促進を図ることが重要」、「教職員の理解の
在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及
び学生に大きく影響することに十分留意
し、児童生徒等の発達段階に応じた支援
方法、発達障害、高次脳機能障害等の理
解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱い

が行われている場合の適切な対応方法等も
含め、研修・啓発を行う」、「有識者会議等
による報告書に示された合理的配慮の考え
方を踏まえて対応する」、「相談体制の整備
は、校長がリーダーシップを発揮するとと
もに、学校と本人のみでは合意が困難な場
合は、設置者である学校法人が適切に対応
する」ことなどがあげられている。

5 学校における合理的配慮の提供

学校における合理的配慮の提供に関し
て、校長のリーダーシップの下に校内の相
談支援体制の整備が求められている。

学校では、まず、本人や保護者からの合
理的配慮について申し出や意思表示を的確
に受け止めることが重要である。相談窓
口としては、学級担任や特別支援教育コー
ディネーターが担うことになるが、個人で
はなく学校として対応するという意識で臨
むことが大切である。合理的配慮（必要と
なる理にかなった変更・調整）を要する事
案については、校内委員会などにおいて、
「実態把握は適切であるか」、「障害者権利
条約第24条の目的に合致するか」、「過重
な負担か」などの観点から検討し、方針を
決定する。そして、本人・保護者との合意
形成に向けた調整を行う。特に、過重な負
担となると判断した場合、代替案を提示す
るなど、建設的な対話となるように心掛け
ることが重要である。

本人・保護者との合意形成（方針決定）
が図れた段階で、具体的に個別の教育支援
計画に明記する（合理的配慮は、個別の教
育支援計画が決定的な役割を果たす）。こ
の後、PDCAサイクルに基づいて、合理的
配慮の提供（実施）、定期的な評価、必要
な見直しという、継続した支援が行われる
ことになる。特に、定期的な見直しに際し
ては、十分な教育を提供できているかにつ
いての視点から検討する。

なお、校内では、校長以下、報連相（報告・
連絡・相談）の体制を整備し、全て学校の
みでの解決を図るのではなく、必要に応じ
て、教育委員会や外部専門家による指導助
言を受けることも重要である。

千葉県教育委員会職員対応要領の概要と 「ヒント集」の活用について

県総合教育センター特別支援教育部

1 はじめに

平成 24 年 7 月に出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」や平成 25 年 6 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）の制定等により、各学校においては、障害のある子どももいない子どももともに学ぶための仕組みを作るために、合理的配慮に対する理解を深めることとなっている。

県教育委員会では、4 月から施行となっている障害者差別解消法への対応として、平成 28 年 3 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」（以下、「千葉県教育委員会職員対応要領」という。）を策定し、関係機関に通知した。加えて、各県立学校長には「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」を通知し、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供について、趣旨を理解した上で、各学校での適切な対応を求めている。

2 千葉県教育委員会職員対応要領の概要

この要領は、本県教育委員会に属する職員が事務・事業を行うに当たり、障害者の権利利益を侵害することとならないように、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止（第 2 条）や障害者に対する合理的配慮の提供（第 3 条）等遵守すべき事項に

加えて、所属長等管理監督者の責務（第 4 条）や職員の懲戒処分（第 5 条）、相談体制の整備（第 6 条）等についても定めている。

また、留意事項として、差別的取扱いと合理的配慮等に関する基本的な考え方や具体例を示しているので、以下に抜粋する。

(1) 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

① 障害があることを理由に、窓口対応を拒否したり、対応の順序を後回しにする。

② 障害があることのみを理由に学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。

(2) 合理的配慮の基本的な考え方

① 障害者の権利に関する条約第 2 条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

② 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、（中略）、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

(3)合理的配慮の具体例

- ①スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、本人の意向を聞いたうえで、スクリーン等に近い席を確保する。
- ②肢体不自由のある児童生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- ③読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業でのタブレット端末等のICT機器使用を許可する。
- ④入学試験等において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、大文字による試験問題の提供を行う。
- ⑤意思疎通が難しい障害者に対し情報を伝えるときは、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。また、本人が領いていたとしても口頭のみならずメモを渡し、伝達事項を確認する。

これらの具体例は過重な負担が存在しないことを前提としていることと、あくまでも例示であり、障害者の特性等に考慮する必要がある。詳細については本文を参照していただきたい。学校では、本人や保護者の立場に寄り添いながら、学校としてどこまでが可能でどこからが困難なのか、根拠を示し保護者や本人に説明等をして、合理的配慮に関する共通理解をしていくことが大切である。

3 学校における合理的配慮と基礎的環境整備に向けて

これから各学校では建設的で柔軟な合理的配慮の提供をしていくことが求められるが、合理的配慮を充実させるためには、合理的配慮の基礎となる環境整備である基礎的環境整備の充実が欠かせない。その際に重要な視点として、どの子にとっ



てもわかりやすく、学習活動に参加しているという充実感や達成感がもてる授業づくりや学級づくりが大切になってくる。

千葉県総合教育センターでは、「ユニバーサルデザインの考え方に学ぶ どの子も『わかる』『できる』をめざす支援の工夫 ヒント集」(以下「ヒント集」という。)を作成し、各学校に配付した。

特別な教育的ニーズのある子どもには必要で、その支援を行うことで他の子どもにとっても、より「わかる」「できる」につながるという見方が、ユニバーサルデザインの視点である。具体的には、一人一人の実態や教育的ニーズを把握し、発問や指示、教材教具、板書、教室環境、授業形態などを実態等に応じて工夫をすることで、どの子にとってもわかりやすい授業につながるという考え方である。このヒント集には、「情報提示」「環境整備」「学級集団づくり」の3つの視点と9つの支援の目的、25の支援の工夫例と35の具体的取組例を記載している。

このユニバーサルデザインの視点を取り入れることで、どの子も「わかる」「できる」を実感できる授業づくりや安心できる学級づくりにつながり、全ての子どもに対する基礎的環境整備として、支援が必要な子どもに対しては合理的配慮として、活用できると考える。

4 おわりに

共生社会の形成に向けて、学校では全ての教職員が障害者差別解消法や千葉県教育委員会職員対応要領に関する内容を理解し、合理的配慮の表明に対して、学校で適切に対応して実践していくことが求められている。

これまでの特別支援教育の視点を生かしながら、更なる充実のために、目の前にいる子どもたちが、授業内容がわかる、学習に参加している実感・達成感がもてる、充実した時間を過ごすことができる、ようにするにはどうしたらよいかを考え、学校として組織的に取り組むことが望まれる。

学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは

～インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業を通して～

浦安市教育委員会

1 浦安市が目指す特別支援教育

浦安市では、教育ビジョンの基本理念に「未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる浦安っ子の育成」を掲げ、自分を信じ様々な事にチャレンジして、個々に描く夢に向かって進む子どもの育成を図ってきました。

特に、多様な教育的ニーズを必要とする子どもたちへの特別支援教育の充実に向けては、市独自に「まなびサポート事業」を立ち上げ、医師や臨床心理士、スーパーバイザー等で構成する「まなびサポートチーム」による就学相談を進め、子どもたちが安心して学び、居場所のある環境づくりに努めてきました。

2 インクルーシブ教育システム構築モデルスクール委託事業（文部科学省）

平成 25 年度より文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業」の委託を受け、実践研究を進めてきました。一人一人の困難さに寄り添い、障がいのあるなしにかかわらず、共に学び生き生きと学校生活を送るための基礎的環境整備や合理的配慮を明らかにし、具体的な手立てや対応を蓄積することができました。

(1)実施方法

- モデル校における合理的配慮の提供に向けた校内体制の強化及び具体的な指導助言を行うため、専門的知識・経験を有する合理的配慮協力員を配置する。
- 連携協議会を開催し、まなびサポートや県立特別支援学校のセンター的機能を活用し本研究の円滑かつ効果的な推進を図る。
- 個々のニーズに応じた I C T 機器等を効果的に活用する支援方法を取り入れて、どの

子もわかる授業づくりを支援する。

- モデル校の取組や成果を市内に発信し、情報の共有化と周知に努め、どの学校でも特別な教育的支援の必要な子どもに対し、適切な合理的配慮が提供できるよう推進する。

(2)合理的配慮の実践事例の蓄積及び校内体制づくりの成果

- モデル校では、「インクルーシブ教育システム」「基礎的環境整備」「合理的配慮」についての研修会を年度当初に組み入れた結果、教職員が共通理解をした上で協力して研究を進めていこうという前向きな姿勢が生まれた。
- ユニバーサルデザインの視点を生かした教室・学校環境づくりを進め、統一感のある環境を実現することができた。
- 県立特別支援学校コーディネーター・合理的配慮協力員・教科指導員等から適切な助言を受けたことで、具体的な合理的配慮について学ぶことができ、支援の日常化につながった。

(3)基礎的環境整備の充実について

- 本市では、校舎のバリアフリー化、市が雇用した心身障がい児補助教員等配置の人的支援、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び活用を推進するとともに、個別学習対応のための学習支援室を計画的に整備し、基礎的環境整備の充実に取り組んできた。

(4)情報の共有化について

- 授業公開・報告書・市の実践事例発表会により、モデル校以外の教職員へ合理的配慮の提供の仕方やどの子もわかる授業づくりの実践を紹介し、一般化を図ること

ができた。

3 弱視の児童への配慮の事例

(1)児童の実態

情緒面

- 困っていても自分で解決しようと努力する。
- 他者から遅れないようにという意識が強い。

学習面

- 書見台、拡大教科書や単眼鏡、ルーペなどの補助具を必要に応じて自らの意思で活用している。
- 地図や目盛りなど細かい情報を把握するのに困難が見られる。
- 黒板の全体をとらえて、板書を写すことに困難がみられる。
- 声を頼りに行動しているために、周囲が騒がしくなると行動が遅れることがある。

- ・ 黒板や掲示物は必要なものをだけ掲示した。
- ・ 板書は見やすい文字の大きさや行間、チョークの色のコントラストを意識した。
- ・ 座席は、本児の希望を優先し一番前の中央とした。(板書の歪みが少ない場所)
- ・ 体育や外遊びでは、音の出るボールやラインなど、目印となるものの色に配慮した。

(2)児童への合理的配慮

情緒面

- 児童が困った時には担任や補助教員に伝えられるような関係づくりを行った。

- ・ 授業中に机間指導をする際は、児童の近くに行き、見えにくさや作業のしにくさがないかを見守り、声をかけた。
- ・ 保護者と定期的に面談し、状況把握や次学年への引継ぎ事項等について確認をした。

《授業・学級づくり》

- 周囲の児童の理解を深めるため、理解授業を行い、お互いが支え合える学級づくりを行った。
- 「まちがえても大丈夫」という安心感のある指導・学級づくりをした。

学習面

- 授業中に児童が、必要に応じてタブレット

を使用できる教室環境づくりを行った。

- 聞くことに集中できるように、学級全体で学習のルールを確認した。
- 補助具が適時にすぐ使える工夫をした。

- ・ 拡大教科書や補助具が十分に活用できるよう机を2台使用した。
- ・ 学習全体を理解し見やすくするためにタブレットのカメラ機能を活用し、板書やドリルなどの必要部分を拡大した。
- ・ 教科書をデータ化したものをタブレットに取り込んで活用しやすくした。

(3)児童の変容

情緒面

- サポートが必要な場合は、自分から担任や補助教員に声をかける場面が増えた。
- 気持ちに余裕ができたことによって、ゆとりをもって他児と関わる場面が増えた。

学習面

- 自分で判断し、必要に応じて、補助具を活用できるようになった。
- タブレットの活用により、問題を解いたり、板書を写したりするなど、学習活動が速く行えるようになり、意欲的に挙手する姿も多くみられるようになった。



近くのもの、遠くのものを見やすく
～タブレット端末を使用～

4 最後に

本市では、各小・中学校が、「まなびサポートチーム」や関係機関と連携を取りながら、専門的・多面的な視点から助言を受けて、継続的に合理的配慮の提供に努めています。それにより、子どもたちを取り巻くクラス環境の改善がみられ、保護者と合意形成を図りながら子どもたちの育成に取り組んでいます。



一日一日の地道な取組



木更津市立請西小学校長 お び てつろう
小尾 哲郎

1 はじめに

本校は、木更津の中心に近く、昭和54年4月に開校し、今年度で37年目になる。

アクアラインの開通に伴って、東京に通う人や、アウトレットやイオンモールに勤める人が新しく家を建てて住むようになり、一時は、児童数が1,000名を超えるマンモス校になった。

しかし、3年前に、真舟小学校と分離し、今年度は、学年平均3クラスの526名でスタートした。

子どもたちの多くは、「すなお」で「まじめ」で、保護者も協力的である。

2 本校の重点目標

学校教育目標は、「新しい時代を主体的に生きぬく児童の育成」とし、重点目標を次のようにした。

(1)マイブック（読書活動）の推進

私が昨年、新任校長として赴任したとき、年に2回行われる木更津市学校評価の前年の結果で気になる点があった。

それは、「一ヶ月に本を何冊くらい読みますか（二冊以上）」の項目で、市の平均を大きく下回っていたことだった。読書は、幅広い知識をもたらし、想像の世界を広げ、心を豊かにしてくれる。また、読解力を養う点でも効果的である。私自身も、他の学校で、読書指導の全国公開に関わった経験もあることから、この学校で読書指導を推

進していこうと考えた。

まず、職員会議の場で、子どもたち一人一人が常に身近に本を持っているようにすることを先生方に話し、協力してもらうことにした。

また、読書相談員や学校支援ボランティアの方々にも、協力を仰いだ。私も、校長室前の廊下に「今月おすすめの本」のコーナーを設け、毎月一冊ずつ本を紹介していくようにした。そして、読書週間を位置付け、教職員全員による読み聞かせもした。この地道な取組により、子どもたちの読書量は、確実に増えていった。そして、木更津市学校評価の結果も、二回とも、市の平均を上回ることができた。



(2)一時間一時間の授業を充実させる

学校は、「知」「徳」「体」の調和の取れた教育をするため、毎日、5時間、6時間もの授業をしている。一年間では、1,000時間を超える膨大な量である。

私は、この一時間一時間の授業を充実させれば、子どもたちに必要な学力や体力を付けさせ、心を育成できると考えている。逆にいえば、その他に特別な時間を設けて学習や夏期補習などをする必要はないし、この多忙な学校現場では、そのような時間

を取る余裕もない。

一時間一時間の授業を充実させるには、やはり教材研究が重要である。本校では、教材研究のために、放課後の時間をなるべく確保するように努めている。

例えば、4月から一か月半にわたる陸上練習は、朝練習だけにして集中して行う。授業研究も、学年で作りに上げた指導案をもとに、学年一人が代表して展開する。こうした研究体制により、従来の、放課後を使っの、「指導案作成→指導案検討→指導案修正→授業研究」に追われることがなくなっている。だからといって、成果が上がらないわけではない。陸上記録会でも、算数教育でも成果が上がっている。また、一年間実践してきた中で、子どもたちの学力も確実に上がっているのである。

(3)安全・安心の学校をめざして

実は、このことを一番重要視している。どんなにりっぱな教育目標を掲げようとも、経営の重点を示そうとも、子どもたちが交通事故に遭ったり、重篤なケガをしたのでは、目標を実現することはできない。

私は、毎年、始業式に、全校児童に向けて「自分の命は自分で守ろう」という、大きな筆文字で書いたものを見せ、必ず安全について話す。そして、その文字を校長室の前の廊下に掲示し、子どもたちに常に安全を意識させている。また、教職員にも、安全指導を徹底させている。月一回の安全点検はもとより、毎日、校舎内を回り、破損している箇所や、危険な箇所は、すぐに用務員さんに連絡して修理してもらったり、自分で直したりしている。特に、



小さな箇所でも、子どもたちにとって危険だと予想される場所には、危険を回避する工夫をしている。

さらに、1～4年生の交通安全教室、火災地震・不審者対応避難訓練、ワンポイント避難訓練、集団下校訓練、引き渡し訓練を計画的に行っている。



普段の学校生活の中で、擦り傷、切り傷、打撲等はあるが、おかげで、昨年度は、ケガをするような交通事故がなかったことは幸いであった。

3 日ごろ心掛けていること

私は、昨年度、校長として請西小学校に赴任した。校長就任にあたり、そんな大それたことはできないが、私はリーダーとして心掛けようと思っていることがある。教職員に対して、「感情で、怒ったり、怒鳴ったりすることはやめよう」「自分の理不尽な考えを押しつけるのはやめよう」「なるべく教職員の総意を尊重しよう」ということである。毎朝、出勤すると、校長室の机に置かれている座右の銘（戒め）の、「平



常心」「至誠通天」「泰然自若」「仁」「感謝」を心で唱え、一日に臨むようにしている。そして、帰りにそれができ

ていたかどうか（「一日克己」）自分自身を振り返る毎日を送っている。



地域と共に育て、共に歩む学校

八千代市立睦中学校教頭 やまね ひろゆき
山根 弘行



1 はじめに

睦中学区は、市の北部、新川周辺の農村地帯に位置し、オオタカやホタルなども生息する自然豊かな地域である。開校当初から校庭の木々や池、運動場や砂場など、様々なものが地域の人たちの力によって造られてきた学校でもある。また、隣接する公民館の一階が地域の人たちの活動場所、2階は理科室や音楽室などの特別教室という環境で学習が行われているため、地域の方々との結び付きが自然と強くなる。三世代にわたって支えられ、地域コミュニティの中心とも言える学校の教頭としてどのように学校を支え、生徒と地域を繋げていくのか模索の日々である。

2 PTAや地域の方々との活動

(1)国際交流活動

本校学区には睦小中学校支援地域本部「睦學友会」があり、睦小中学校及び地域の国際交流、地域交流、世代間交流、伝統文化継承などにおいて、小中学校やPTAを側面支援してくれている。特に、国際交流の面では、シンガポールへの学校訪問及びホームステイと、相手校からの学校訪問及びホームステイの相互交流が隔年で行われており、その中核と



して睦學友会が様々な面で協力してくれている。将来この地域からグローバル人材を育成することを掲げ、子どもたちにとっても、教職員にとってもたいへん貴重な体験活動が行われている。

この交流に際しての準備や運営は、保護者や地域の助けなしでは成り立たず、そのために普段から保護者や地域と協力し合い、信頼される学校であることがとても重要である。地域の諸活動においてもできる限り協力を惜しまないよう取り組んでいる。

また、交流当日やその準備に関わる全ての人たちが満足のいく行事にするため、日程や内容の調整、人間関係等がスムーズにいくように根回しをするとともに、教頭として先を見通した計画や支援となるよう心掛けています。

(2)地域交流活動

地域には睦學友会の他にも様々な活動団体があり、連携を図った活動を行っている。その中でも次の活動は、地域に定着した活動である。

①青少年健全育成協議会が中心となり、毎年地域の清掃活動を部活動単位で行っている。今年度は本市の特徴的な事業である八千代子どもサミットの環境活動と関連付け、学区にある小学校、中学校、高校、大学が連携して取り組むことを計画している。

②八千代市福祉協議会睦支会主催のふくし

祭りでの出店やポスター作り、敬老会でのお手伝いや合唱披露など、子どもたちやPTAが協力して世代間交流に関わる地域行事に参加している。

③森林保全団体であるむつみ里山の会が行う里山づくりボランティアに部活動ごとに参加し、自然との触れ合いや、地域にある危険の多かったやぶを安全な森へと変えるための手入れや、その必要性について毎年学んでいる。また、里山の会の方々を八千代子どもサミットに招待し、地域の環境について小学生から大学生までの子どもたちとディスカッションする場に参加してもらっている。

④PTAを含め、これらの団体の方々による本校の校庭の定期的な樹木伐採や草刈り、柵の修繕などにより校内環境が整えられている。子どもたちも参加し、保護者や地域の人たちと「安全で美しい学校」を作り上げている。その際、子どもたちには自分たちの学校である自覚を持たせるため、できるだけ片付けなどの手伝いをさせるとともに、「ありがとうございます」の挨拶の指導をどの部も心掛け、感謝の心を育てることを大切にしている。

(3)学力向上に向けた取組

学校が保護者や地域に信頼されるための要素として、子どもたちの学力向上があげられる。学力向上に向けた取組として、本校では学びの共同体の理念を活用した授業及び研修を行っている。これは、学習院大学の佐藤学教授らが提唱した教育実践であり、子どもたちが学び合い、そしてその子どもたちの様子から教師、保護者、地域が学ぶという理念のもとに、本校の様々な実態に合わせた教育実践を進めているところである。年間を通して職員全員による研究授業や研究協議を計画的に実施し、授業力・教師力の向上と教師の同僚性づくりを目的

として実践している。キャリア学習や環境学習など、保護者や地域の力を借りた教育活動も取り入れており、今後は、学びに対する学校の実践をより理解してもらうため、便りやホームページを活用するとともに、家庭・地域の方を更に巻き込んだ活動にする方法を模索していきたい。

3 新任教頭研修から学ぶ

新任教頭会研修では学校運営に必要な様々な講話や演習、協議などが行われたが、その中で特に星幸広氏の「保護者や地域とともに」についての講話は、自分が実際に対応してきた保護者対応の経験と照らし合わせ、思い当たるところが多々あった。問題に対しての初期対応、親の変化に対する経験則や過去の知識の依存からの脱却、本質を正しく理解し境界線を決めるなど、実践において大切にすべき内容であった。それとともに、子どもの自立という目的のために親として教師として共にどう考え行動していくかという基本概念を再認識させられた。

4 おわりに

「夢への挑戦」が、今年度の本校の学校経営のテーマである。校長の経営ビジョンのもと、それを教育課程の様々な場面で具現化していくことが自分の務めと自覚している。まずは、今ここにいる子どもたちの能力や課題を理解し、教育者としての願いや目標をたて、その願いや目標を各先生方や保護者、地域の方々と共有すること、そして様々な教育活動の中における達成感や喜びによって子どもたちがいろいろな力をつけ、学校に負託してくれている保護者や地域の人が幸せになる。そんなサイクルになるように、これからも努力していこうと思う。

学校を動かす

学び合い・支え合い・認め合える教職員集団を目指して

～元気印の教務主任として取り組んだこと～

浦安市立入船中学校教頭 やまもと のりこ
(前浦安市立北部小学校) **山本 典子**



1 はじめに

昨年度、行政職から久しぶりに学校現場(小学校)に異動し、なかなか見通しが持てず、困惑しながらも「元気印の教務主任」として勤めることができたのは、校長先生を始め北部小学校の全職員のあたたかな励ましや支えがあったからである。

どのような立場であっても学校の中で自分らしさを発揮しながら子どもと向き合い、役割を遂行するには、お互いを認め、学び合える職員集団づくりが大切であると実感した一年だった。その様な中で新任教務主任として前任校で取り組んだことを紹介する。

2 具体的な取組について

(1)教職員の指導力向上を目指した取組

①若年層教員を育成する風土づくり

(ア) 若年層教員を中心とした校内研修の計画・調整・支援(5年目教員がリーダー役)。

(イ) 職員に校内の初任者、2・3年目、5、10年経験者教職員の年間研修計画や内容を伝え、教職員同士が研修に関する相談をし、学び合える環境づくりをした。

②全教職員への学ぶ意欲の喚起

(ア) 県や市の研修会等の参加の促進。

教職員のニーズにあった内容の研修会や講師の紹介をし、参加を促した。職員会議等では研修会で学んだことを報告する時間を設け、簡潔に発表してもらった。

(イ) 保小中連携教育の視点を取り入れた教育の充実。中学校区の学校・幼稚園だより等の回覧をし、情報の共有化を図った。

③どの子もわかる学習のための環境整備

(ア) ユニバーサルデザインの視点を生かし

た学習環境(可視化)づくりの推進。

教職員一人一人に分かりやすい説明や提示のあり方を意識してもらうため、会議等の提案では視覚支援を取り入れ、分かりやすい説明になるよう心掛けた。

(イ) 全校児童への注意や呼びかけには一目で分かる掲示物を使用した。

(2)相談体制の充実

関係機関を招いてのケース会議を定期的に行き、当該児童担任だけでなく、学年全員、生徒指導主任も参加し、学年・学校全体で支援できる体制づくりをした。



(3)効果的な行事への取組に向けて

常にPDCAサイクルを意識した行事づくりに努めた。例年通りにとどまらず、現状を把握しながら取組めるよう工夫した。

3 おわりに

朝の打ち合わせは、学級担任が明るい気持ちで教室に向かい、子どもたちと学べるよう笑顔で司会をし、あたたかい雰囲気で行った。「今日も頑張るぞ・オー」の掛け声で笑いが。

また、日頃から先生方の良い所を認め、伝え、感謝の言葉掛けを行い、様々な形でコミュニケーションをとり、困っていることも相談できるような関係づくりをした。

子どもたちが明日も来たいと思える学校には、元気で輝いている教職員集団が必要である。現在、私は入船中学校で勤務している。元気印はいまだ健在である。



実践あるのみ

～人は行動で決まる～



県立湖北特別支援学校教諭

さとう 佐藤

ひろき 宏樹

本校のゆるキャラ
「こなぎー」

1 はじめに

私が所属する湖北特別支援学校は、平成26年4月に開校した。27年からは、流通サービス科も開設され、県内唯一の普通科と専門学科の同一敷地内の併設校である。6月現在、普通科86名、流通サービス科32名の計118名の高等部の生徒が在籍している。教育の目標の中には、「個性を伸ばし豊かな人間性や社会性をはぐくみ、社会自立・職業自立できる生徒の育成」を掲げている。

昨年度、県立の障害者高等技術専門校に研修に出させてもらい、私自身の得た知識や技能を日々の授業や専門実習で実践すること、研修会や資料を通して校内への知識・技能の普及に取り組むことが研修の成果であると考えている。

2 研修後の取組

(1) 学校での取組

昨年度の3学期に職員向けの報告会及び所属する普通科の作業学習の授業の中で生徒向けの研修報告会を行った。普通科の生徒にも、伝えるべき内容を厳選し報告することで生徒からの感想をたくさんもらえ、やってみて手応えを感じた。職業の授業では、専門校で学んだ「ダスター」を「フローリングワイパー」に置き換え、普通科の生徒への知識・技能の普及を行った。学校生活の清掃の多くは、ほうきではなく、ぞうきがけであり、生徒にとっては新鮮で夢中になる教材であった。清掃だけでも、簡易に扱える物がたくさん開発されているので、目的に応じて使用する物を選択することで、生徒にとっては新鮮な授業となるのではと考える。

今年度は流通サービス科の担当となり、流通メンテナンスコースで清掃やパソコン指導等を実践している。スーパーの品出し等に使用する「カゴ車」を体育祭の種目に取り入れ、正しい使い方、箱の積み方、移動の仕方等の知識・技能の習得をねらった。少ない時間ではあったが、繰り返し取り組むことで、①丁寧な積み方、②カゴ車がジグザグのコースにぶつからないこと、③タイムの向上で成果が表れた。開設して2年目を迎え、研究でも専門実習の充実を図り、外部講師（プロ）から教わったことを技術だけでなく、職員で一丸となって資料に残していくつもりである。

(2) 働くためのスキル

専門校では、全ての訓練が働くために必要なことに絞られていた。様々な分野で卓越した技をもつ指導員の方が、日々訓練をしているが、専門的な知識を就職先で全て生かせるかということ、そうでもない。「社会に出た時に困らないようにここでいろいろな経験をする」。簡単なようで重い言葉を何度も耳にした。それぞれのプロの目線で関わり、きめ細かい指導をしているからこそ言える言葉だと感じた。

3 おわりに

特別支援学校は職員の人数の多い職場である。職員一人一人の専門性を強化し、指導の方向性を明確化し、一人でも多くの職員が一緒になって取り組むことが学校力となるのではと常日頃から考えている。今後とも私自身、研修に出たからと、おごることなく、高ぶることなく、日々研鑽に努め、生徒と共に学び、行動できる教諭でありたい。

授業を
創る

主体的に考え表現できる児童を育むために

「魅力ある授業づくりの達人」認定教員

勝浦市立勝浦小学校教諭

たかおか
高岡

けんしん
顕慎

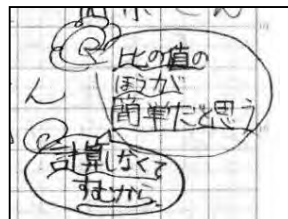


1 はじめに

小学校の教員となって10年、これまで様々な児童と出会ってきた。また、たくさんの先生方から指導法を学んできた。小学校教員だからこそ、児童との関わりも多く、様々な教科にわたって幅広く指導することが可能である。これまで私自身が実践してきた児童が主体的に学ぶための手立てについて紹介する。

根気よく積み重ねていくことにより、内容も具体的になり、数学的な見方・考え方に迫っていくことができるようになっていく。

【児童のふきだしの例】



2 授業実践

(1) 思考力を育てるふきだしの活用

授業の中で、教師が、児童の思考を見とることは難しい。また、自分の考えを整理して表現することが苦手な児童が多い。そこで、児童の思考をノートの中に表現するための手立てとして、「ふきだし」を活用した。ふきだしとは、学習中に児童が考えたことや思ったことを書いたものを指す。児童自身の思いをふきだしを使ってノートに記していくことで、児童の思考力を育てていく。また、教師は児童の思考の状況を見とり、支援に生かすことができる。

① 算数科での活用

最初は何を書いたらよいかわからない児童も見られる。そのため、まずは書かれたふきだしを授業の中で取り上げ、共有していく。その際、「わかった」「わからない」などの感想のようなふきだしも児童の思いの表出と捉え、認めるようにした。そして、ふきだしを評価したり、「前の学習の△△を使えばできそう」「こっちの方が簡単な」のような記述を教員が意図的に取り上げたりすることを

② 他教科での活用

国語科の夏の言葉を使って俳句をつくる学習で、「夏」と聞いて連想する言葉をノートにふきだしを使って自由に書かせる。その後、友達と書いた内容を交流し、よい表現は自分のノートに書きたし、俳句に生かせそうなふきだしには、色を使って囲ませる。こうすることで、言葉に対するイメージを広げることができる。また、道徳では、本時で迫りたい内容について導入で自分の考えをふきだしに書かせる。授業の終末で同じ内容についてふきだしや感想文を書かせることで、本時を受けて変容した自分に気づかせることができる。

ふきだしは、児童にとって書くことに対する抵抗感を少なくし、自由に表現する手立てである。また、教科の様々な場面で活用することができる。友達のふきだしを取り入れ認め合える場面を設定したり、授業の中での自己の変容を感じさせたりすることで、児童は自信を深め、より主体的に学ぶ意識が高まっていくのである。

(2)外国語活動について

本校の外国語活動は、毎時間ALTと授業を行っている。授業は自分自身がT1として授業を進め、ALTと積極的にコミュニケーションを図る様子を児童にも見せるようにしている。教師自身が積極的に行うことで、児童自身にもコミュニケーションを図ろうとする態度の素地が育まれると考える。その中で、習った英語を使わなければならない場や使ってみたいと思わせる場の工夫が必要である。

①学習形態の工夫

児童が外国語を使ってコミュニケーションを図ることが難しい要因として、言い間違えたら恥ずかしいという気持ちや言い方が分からない等から自信がもてないことが考えられる。そこで、授業での形態を一斉からグループ、グループからペア、ペアから個というように移行していく。そうすることで、児童は徐々に自信をもち、友達と積極的にコミュニケーションを図っていくことができる。また、教師やALTの発音を聞き、繰り返しているだけではコミュニケーション能力は育っていない。そこで、児童自身が「使いたい」と思うような場の設定が必要となってくる。
＜数を尋ねたり答えたりする Activity 例＞

(ア)「How many? 漢字クイズ」

一斉指導で行い、漢字の画数を尋ねる。国語との関連もはかることができる。

(イ)「How many? ピクチャークイズ」

グループで行う。一人が「How many?」とカードをめくり、他の人が、描かれているイラストの数を答える。小グループによる安心感と発音の場の保証がある。

(ウ)「How many? おはじき」

自由な二人組で行う。児童は任意でおはじきを握り、友達に尋ねる。尋ねられた児童は数を答え、正解ならおはじきをもらえる。早いもの勝ちではないので、苦手な児童も安心して活動することができる。

(エ)「What's my ナンバー?」

1～10までの数字カードを用意し、児童は自分に見えないように2枚選び、額にあてる。周りの友達に「How many?」と尋ね、聞かれた人は二つの数字を足した値か引いた値を答える。二人以上に尋ねなければ答えは分からない。友達に尋ねなければという必要感が生まれてくる。

このように進めることで、児童は自分の表現に徐々に自信をもち、積極的に活動することができるようになる。

②学習したことの日常化

学習した表現が生活のどのような場面で生かされるかということを経験する児童が実感することも大切なことである。例えば、「How are you?」の表現の学習をした後、定期的に朝の健康観察で「How are you?」を使ってみる。児童は学習した表現の中から自分の気持ちを表現しようとする。月や曜日などは英語のカードを用意し、毎日掲示するようにする。視覚的に訴えることで、英語を身近に感じることができる。

また、プリントを配る際、何気なく「How many?」と尋ねて配る。それを見たり聞いたりした児童は、自分が配る際に同じように「How many?」と友達に尋ね、配っていた。自然と外国語を使って生活の中でコミュニケーションが生まれていた。日常生活に外国語の表現を取り入れることで、外国語の学習から生活の中の外国語となり、児童にとってより身近な言語となっていく。

3 おわりに

これまで様々な児童と出会ってきたが、どの児童も学ぶことへの意欲をもっていた。私たちの使命は、その意欲を引き出し、継続させ、高めていくことではないだろうか。児童が主体的に学び、考えたことを表現したいと思える授業を創るため、授業実践を重ね、自分の授業力を高めていきたい。

子どもを知る

共有～子どもとともに～

成田市立久住小学校教諭 おおこ さおり
大胡 沙織



教員としての使命を胸に、教壇に立った1年目。初めての担任に、期待と不安でいっぱいでした。そんな私に教員としての在り方を示してくれたのが初任者研修です。研修では、学校現場に必要な知識や技術、子どもとの関わり方、更にベテランの先生方の授業参観など、様々な分野で御指導していただきました。中でも授業参観の研修は、自分が抱えている疑問や悩みを目で見て学ぶことができ、「真似できることから真似してみよう」と明日への指導への活力になりました。

また、一日でも早く子どもたちのことを知ろうと、休み時間は一緒に遊んだり、他愛もない話をしたり、できる限り子どもたちと過ごす時間を多くもつよう心掛けました。ふとした瞬間に、授業だけでは分からない表情や発言など、新しい発見をすることができて、子どもとの距離を近づけてくれるとても貴重な時間であったと感じています。

二年目になった今、充実した毎日を過ごしていますが、子ども達をよりよくするための指導や、教材研究など、まだまだ悩みは尽きません。自分の力不足を実感し、落ち込むことも多々あります。しかし職場には、いろいろな視点からアドバイスをしてくれる先生方がたくさんいます。私自身が「子どもと共に成長していきたい」という思いを忘れず、悩んだ時には相談し、見て学び、更にレベルアップできるよう精進していきたいと思っています。

子どもを知る

つながり広がる輪

県立東金高等学校教諭 くわはら あい
桑原 愛



「生徒の一人一人の可能性を引き出し、彼らに自信をつけさせてあげたい」と強く思い、私は教師を志しました。そして教師となった今でもその気持ちは変わりません。

私が教師になり、この一年間たくさんの経験をすることができました。授業では、生徒とともに活動し、「先生のアドバイスでできるようになりました。」「今日の授業楽しかったです。」と生徒から言われたときは、大変嬉しかったです。また、部活動でも生徒の技術が向上し、大会で活躍したときは涙が出そうなくらい、自分のことのように嬉しかったです。教員になって良かったと思いました。

しかし良いことばかりではありませんでした。授業の進め方や部活動の指導など、上手いことできないことで悩み、挫折しそうになる時もありました。千葉県の出身でない私にとって相談できる人が近くにいませんでしたが、そんなとき、先輩の先生方と初任者研修で出会った同期の仲間たちから激励とアドバイスをいただき、少しではありますが、成長することができたと思います。

初任者研修を通して出会った仲間と先生方の出会いに感謝し、そのつながりを大切に、これからも千葉県の生徒たちのために、私ができる精一杯の事を全力で行っていききたいと思っています。

■ 小 学 校 編 ■

身近な政治の働きから、 子どもの社会参画意識を育む指導の在り方

松戸市立大橋小学校教諭 田畑 弘義



1 はじめに

小学校社会科の政治的分野の学習では、どの教科書でも、地方自治のしくみから学習が始まり、「社会福祉」に関わる題材を取り上げている。具体的には、子育て支援施設、福祉センターなどである。近年、福祉の充実が、私たちの生活の中で最優先されるべき課題であることから、こういった題材が用いられているのは当然であろう。

しかし、児童の身近にそのような施設があるとは限らず、切実感を持たせながら学習を進めるのは難しい。題材に切実性がなければ、児童の関心は薄くなり、学習に対する意欲も向上していかないのではないかと考えた。

小学校学習指導要領解説社会編の政治の働きについての指導では、「学習が抽象的にならないよう、また、調べる事例が網羅的にならないように、児童の関心や地域の実態に応じて、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から事例の一つ選択して取り上げ、具体的に調べるようにすることが考えられる」とある。これは地域における事象を取り上げることで、政治をより身近なものとしてとらえさせることを示している。

選挙権が18歳に引き下げられ、小学校を卒業してわずか6年しかない。早い段階から社会に参画する意識を育むことは重要であり、今後、小学校社会科の政治的分野の学習における使命は高まっていくものであると考え、本研究に取り組んだ。

2 研究の内容

(1) 検証授業の単元計画

本研究では、通学路の安全性から住民の願いと地方自治の働きを結び付けた学習活動を構成していく。通学路を題材として取り上げた理由は、第1に通学路が児童に身近なものであること、第2に通学路が地方自治との関連があるということ、第3に課題を見出しやすく、市政に対して解決案を提案しやすいということである。特に第3の理由に関しては、それを目標にすることで児童の学習意欲を高めることができると考えた。

検証授業では、「地域の安心安全を実現する政治」という単元名を設定し、9時間で実践した。(表1)

(2) 学習活動の工夫

表1 検証授業の単元計画(9時間)

学習過程	時配	主な学習活動と内容
見出す	課外	通学路の現状把握・安全マップの作成
	1	公共の概念・通学路の安全性の検討
	1	安全・危険箇所における比較検討
	1	仮想体験による課題把握
調べる	1	市への要望に必要な情報分析
	課外	要望に必要な現場調査と情報収集
	1	要望書提出に向けての情報精査
深める	1	要望が実現するまでの過程を把握
	1	要望が実現するための費用の把握
	1	模擬選挙による意思決定
まとめあげる	1	要望書の精査 学習のまとめと意思表示

①課題解決案を発信する活動

市に提案する要望書を作る過程として、まず通学路の安全・危険という概念に着目させた。どんなことが危険なのか、どうすれば安全に歩けるのか、児童は、自分たちの5年間の通学経験から具体的に考えることができた。また、実際に街灯を設置するよう市に要望した地域の方や市民の要望を受ける市役所の方から話を聞いたり、市に来る要望はどんなものがあるのかを調べたりしたことで、児童は自分たちの考えをより深めていた。第4時終了後、児童は課題意識を持って「聞く」「見る」「調べる」という3つのカテゴリーで分担をし、調査を行った。第5時では、同じカテゴリーで調査した児童で小グループを作り、情報を精選・集約していった(写真)。集約した情報を基にして代表の児童が要望書の作成を行った。

②模擬体験による体験的活動



写真 情報を精選・集約している様子

小学校段階の政治的分野の学習において最も大切なことは、児童に政治が身近なものであると実感してもらえよう学習活動になることだと考える。そこで前述した要望書を市に提案する活動に加えて、模擬体験を学習の中に取り入れた。第3時では、「自宅前の道路が一方通行になるとしたら」という仮定で班ごとに話し合い活動を行った。児童はこの活動から、自分の願いがみんなの願いだとは限らない、ということ

学んだ。

第8時では、「消費税」をテーマにして模擬投票を行った。3人の候補者を仮定し、児童の生活経験から意見を述べられるよう各候補者のマニフェストを消費税に限定した(資料1)。児童は自分たちの生活のことだけでなく、多額の市債や増え続ける民生費などにも視点を当てるなど、学習後には、選挙に対する関心や考えが深まる感想が多く見られた。

あなたなら誰に投票しますか？				組 名前
	① Aさん	② Bさん	③ Cさん	④
立候補者				投票しない。
マニフェスト	『消費税をなくします。』 ●現在の8%の消費税を0%にします。	『消費税は増税しません。』 ●現在の消費税を8%のままでします。	『色んなことを無料にします。』 ●学校の給食を無料にします。 ●医療費は誰でも無料にします。 ●市内のバスを無料で乗り放題にします。	
デメリット	●公園は利用する際に入場料を500円払っていただきます。 ●学校は毎月、授業料を払います。 ●ごみを出す際は1袋200円を払ってくださいます。	●子どもの遊び場はすべて200円で使えますが、お年寄りが使えなため、民生費を確保するために、大人と利用料にします。	●この政策を実現するために、消費税を現在の8%から20%に増税します。	

資料1 模擬投票の候補者一覧

第9時では、学習のまとめとして、要望書の確認をするとともに、今回の通学路に限定した要望に限らず「自分たちが住みやすい街にするためには」というテーマで小グループごとに要望書を作成する活動を行った。要望の中には、「市を活性化するためにテーマパークを誘致する。」や「市の中心に位置する駅を整備し、バリアフリー化を図る。」など市民全体の利益まで考えているような提案もあった。

(3)児童の意識の変容

本検証授業の実施前後で児童に行ったアンケート調査では、社会科に対する学習意欲が向上しただけでなく、社会に参画すべきだと思う児童の割合が大幅に増加した。

納税に関わる意識では、学習前には「何で税金を払う必要があるの?」「ものを買っ

てなくても税金をとられるのは納得がいかない。」と納税に対して疑問を抱いている児童が多く見受けられた。しかし、学習を進めていく中で、税金がないと生活が成り立たなくなること気付く児童が増え、納税の必要性を感じ取っていた。(図)

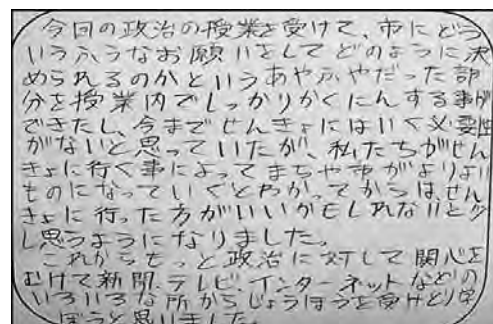
私たちが消費税などの税金をはらうことは必要だと思いますか。(N=63)



図 納税に関わる意識の変容

また、「18 歳になったら、選挙に行こうと思いますか。」という質問に対して、学習後の調査では、9 割以上の児童が「思う」「どちらかといえば思う」と回答した。理由として、「選挙は自分たちの生活を良くする。」「自分たちの生活を任せられる人を選びたい。」など選挙の必要性を感じている児童が多かった。その一方で、「思わない」と回答した児童の理由に「両親が行っていないから。」「自分の一票では変わらないと思うから。」などの意見もあった。そういった児童が社会の形成に主体的に関わろうとする力を育むためには、どのような学習過程が必要なのか、今後自身の研究を深めていきたいと思う。

事後調査の自由記述の中で、ある児童は、学習を通して選挙の大切さを感じただけでなく、政治に対する関心が高まったことが読み取れる(資料 2)。また別の児童は、税金が必要なものであることは理解した上で、国に何兆ものお金があるのに、国債が返せないことへの疑問を持ち、自主的に調べていきたいとの感想を書いていた。



資料 2 事後調査における児童の感想

3 研究のまとめ

(1) 成果

本研究を通して、政治的分野における題材を児童にとって切実性のあるものにする事は、学習意欲の向上に有効的な手立てであることが実証できた。この点からも自分たちの生活に影響があるという意識を児童に持たせることはたいへん重要であると感じる。また、学習中に、お互いの意見を交換したり、自分たちの考えを発信したりするような体験的活動を多く取り入れることで、自主的に問題意識を持つようになり、多くの児童が受動的な考え方から能動的な考え方に変容していった。

今回の学習を通して、児童は社会に参画するための一歩を踏み出すことができたといえるだろう。

(2) 課題

調べ学習が課外活動になってしまい、指導が不十分であった分、児童により調査の内容に差が生じてしまった。時数的な問題もあり、今後は社会科だけでなく、他教科への横断的な取組により、学習活動を構成し、より質の高い授業を築いていきたい。また、児童の社会参画意識を育てていくためには、継続的に地域の問題に対して考える機会を設ける必要がある。児童が切実感を持って学習に取り組んでいけるように単元間・学年間の系統性を踏まえて今後も手立てを考えていきたい。

中学校編

明るい未来を感じられる健康教育の在り方

～「いのちの大切さを育む、がん教育」の実践を通して～

袖ヶ浦市立蔵波中学校養護教諭 田端 絹子



1 研究主題について

子どもを取り巻く社会環境や生活環境は急激に変化しており、心身の健康状態や健康にかかわる行動に大きく影響を与えている。その中で、生活習慣の乱れやメンタルヘルスに関する問題、アレルギー疾患、感染症等々、様々な健康課題が山積している。

これまで、学校教育の中で様々な健康教育が行われているが、死因の第一位である「がん」についての学習機会は限られていた。今や国民の2人に1人が罹患し「国民病」といわれる「がん」であるが、「がん」に対して無関心だったり、知識不足から治療法や療養生活の選択がうまくいかなかったり、がん患者やその家族への差別や偏見が起こったりしている。「がん教育」は急務であり、文部科学省では2018年度に予定される学習指導要領改訂で「がん」に関する記述を盛り込み、保健の教科書の内容拡充を目指すとして発表した。

私は、様々な健康教育を実施してきたが、内容によっては「病気ありきの健康教育(脅しの健康教育)」となってしまうこともあり、健康教育の方法に課題を感じてきた。「がん教育」についても、恐怖を与えてしまう内容になってしまうのではないかと不安は募る。

そこで、明るい未来を感じられる健康教育を目指し、「がん教育」を通して、生徒一人一人が主体的にがんの予防に取り組む、いのちの大切さについて考える態度を育成できるような学習教材や指導案、指導

プログラムが必要不可欠であると考えた。国全体ががん対策の取組を始めている今こそ、学習教材や指導案、学習プログラムを作成したいと考え、本主題を設定した。

2 研究目標

明るい未来を感じられる健康教育のあり方の一方策を明らかにする。(教材・教具の開発を含む)

3 研究の実際

(1)研究仮説

①生徒ががんを身近に感じられる学習教材を活用すれば、一人一人が主体的にがん予防について考えることができるであろう。

②がん教育を通して、生徒一人一人がいのちの大切さを主体的に捉え、自分自身の生活習慣を見直せば、よりよい健康生活の行動化につながるであろう。

(2)研究の具体的内容・方法

①現在のがん教育に関する位置付け

学校におけるがんに関する教育については、現在、学習指導要領とその解説において、中学校第3学年の保健体育(保健分野)の中に位置付けられている。さらに、国のがん対策推進基本計画に基づき、学校における「がん教育」について取り組むべき施策や個別目標が示された。文部科学省「がんの教育に関する検討委員会報告書」(平成26年2月)にも「がん教育」の具体的な内容や実施に当たっての留意点、関係機関との連携についても示されており、国が

学校教育の中で「がん教育」に積極的に取り組むことを期待していることがうかがえる。

②模擬授業による授業方法の分析

千葉大学3年生（保健科授業受講の学生対象）に模擬授業を実施し、授業後の感想をまとめ、検証授業内容の検討・教材研究を行った。

③検証授業の実際

(7) 単元構成の工夫

本単元は、「生活習慣病とその予防」の発展として2時間を計画した。模擬授業を行った中で、「がん教育」の目標を実現させるためには1時間では不十分であり、知識の習得だけでなく、生徒のこころの変容をとらえることを重視した内容を考えた。具体的な内容と目標は、(資料1)の通りである。

授業時間	【内容項目】	授業内容	授業の目標
1	【がんについて正しく知ろう】	- がんの仕組みやがんが日本人の死因1位であること、生活習慣との関連や遺伝的要因に関すること、誰にでもなり得る病気であることを学習する。 - がんの治療について説明し、インフォームドコンセントやセカンドオピニオンの重要性について学習する。 - がん患者体験記を活用し健康とは何かを考え、次時へつなげる。	- がんについて関心をもち、意欲的に学ぶことができる。【関心・意欲・態度】 - がんが身近な病気であることやがんとはどんな病気なのか、また、がんの治療について理解することができる。【知識・理解】 - がんについて学ぶことやがんに向き合う人々を通じて、自己のあり方や生き方を考えられるようにする。【思考・判断】
2	【がんとの向き合い方を考えよう】	- がんと生活習慣の関係について触れ、リスクを減らす生活習慣が重要であること、がん検診が重要であることを学習する。 - がん患者体験記を活用し、どんなに気を付けてもがんになってしまったときに、がんとう向き合って生きていくかを考える。 - グループワークを行い、様々な考え方があることを知る。	- がんについて関心をもち、仲間と関わりながら意欲的に学ぶことができる。【関心・意欲・態度】 - がんになっても自分らしく生きることができると生活の質が重要であることを理解できるようにする。【知識・理解】 - がんについて学ぶことやがんに向き合う人々を通じて、自己のあり方や生き方を考えられるようにする。【思考・判断】

資料1 授業内容の概要

2時間を通して、生徒自身の考えをまとめる時間やグループワークの時間を十分確保し、がんに向き合う人々を通じて、自己の在り方や生き方を考えられるようにした。

また、家族にがん患者がいる生徒がつかないように授業展開となるよう配慮した。

(1) 教材の工夫

正しい情報に基づき、病気の仕組みやリスクがわかりやすくとらえられなければ、

その場だけで終わってしまうことになる。内容の説明とわかりやすい資料提示を目指し、教材を作成した。

例えば、がんの特性として理解しなくてはならないことが一つある。それは他の生活習慣病と違い完全に予防することは不可能であるということである。しかし、生活習慣との結びつきが強いことは明らかになっているため、リスクを減らすような望ましい生活習慣が重要である。そこで、リスクについて理解させるための教材を作成した。

(ウ) オリジナルワークシートの活用

授業後にも振り返りができること、自分の考えやグループワークの中で出された意見を十分記入できるように、補助教材としてワークシートを作成した。

ワークシートを使用することで、授業内容を確実に記録することができ、授業後にも振り返りができる。使用する際は、授業時間確保の観点から、重要なポイントのみを生徒自身に記入させるようにした。

④検証授業の分析と考察

(7) ワークシートによる分析の結果と考察

2時間の授業のまとめとして、「今回の学習を通してわかったこと、考えたこと」を書かせたところ、今まで知らなかった「がんの仕組み」や特性について理解できたと多くの生徒が記入していた。

また、がんになっても前向きに生きることや、今できる生き方やこれからのことが多くあげられていた。(資料2)中には、家族ががんであったことやその時の心境、

カテゴリ	病気に関すること	生き方に関すること
キーワード	- 誰でもなる病気 - 感染しない - 遺伝的要因が少なく、治療にもいろいろある - 必ずしも死ぬ病気ではない - 早期発見が重要 - 生活習慣が関係している - リスクを減らす生活をする - 予防したい	- 毎日を楽しく生きたい - 前向きに生きる - 自分がやりたいことをする - がんになってもその時にできることをする - あきらめない - 病気と向き合って生きる - 希望を持ち続ける - 家族や友だちを大切に - がん患者の思いを知った

資料2 今回の学習を通してわかったこと、考えたこと

正しい知識を持つことで何かできることがあったのではないかと、これからの生活をどうしていきたいかといったことを記入している生徒もみられた。

これらのことから、授業でがんに関する正しい知識を学ぶことが重要であること、がんの仕組みや予防だけにとらわれず、生き方を考えさせるような場面を取り入れることで、家族にがん患者がいる生徒にも前向きにとらえられる内容にすることができると分かった。

(イ) 授業前実態調査と授業後意識調査の比較による分析結果と考察

授業前後の意識調査でがんの仕組みや特性に関しては、概ね理解できたにとらえられる。(資料3) イメージに関すること(資料4)では、「怖い病気」「死んでしまう」という問いに、「すごくそう思う」が減少している。「今の自分には関係ない」という問いには、「すごくそう思う」「まあまあ

そう思う」が減少しており、わずかではあるがマイナスイメージが減ったこと、そしてがんを自分のこととしてとらえる生徒が増えたことは、授業を実践した成果だと考えられる。

4 研究のまとめ

(1) 成果

①わかりやすい学習教材を活用し、がんに関する正しい知識を与えることで、生徒たちのマイナスイメージを減らすことができ、学習意欲にもつながった。

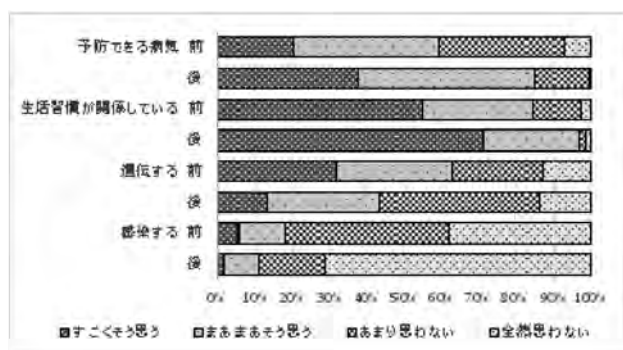
②がん患者の気持ちや生き方を身近に感じたり、充実した人生を送るには希望を持って生きることが大切であると考えたりすることに、がん患者体験記は教材として有効であった。

③「がん教育」を通して、リスクを減らすための望ましい健康習慣が様々な病気の予防につながり、今から実践していくことが健康的な人生につながることに意識づけられた。

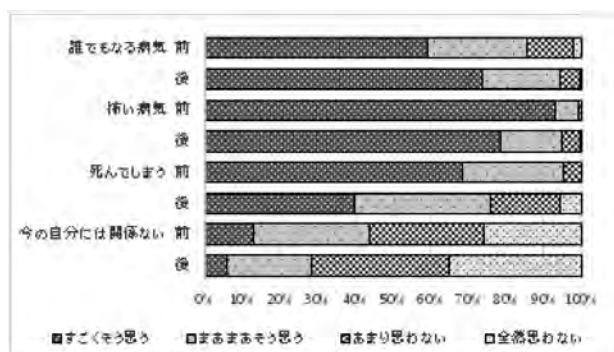
(2) 課題

①がんは身近な病気であり、生徒で家族にがん患者がいることも考えると、授業内容については細心の注意が必要であり、道徳や他教科との横断的な授業展開が必要となる。

②がんがメディアに取り上げられることが多い中で、何を教材として扱い、何を学ばせたいのか、取捨選択する必要がある。日々進歩する医療情報を正しく取り入れた授業内容が求められる。



資料3 がんに関する実態調査（がんの特性）



資料4 がんに関する実態調査（がんのイメージ）

■ 高等学校編 ■

歴史授業からアプローチした、 自己も他者も認める人権感覚育成の在り方

～ AHP を活用した話し合い活動を通して～

県教育庁教育振興部指導課指導主事
(前県立安房高等学校)

わたなべ よしろう
渡邊 嘉三



1 研究主題について

少子化や技術革新が進む現在、携帯機器の普及により、子どもたちは以前にも増してゲームや SNS (Social Networking Service) への依存を強めている。そのような中、実際に顔をつきあわせて話をすることの苦手な生徒、つまり人間関係をうまく作れない子どもが増えている。

私は、いじめなどの人権侵害行為は他者の気持ちをイメージできていないから起こる現象の一つと捉えている。文部科学省「人権教育・啓発に関する基本計画」にも、人権教育の現状は「教育活動全体を通じて、人権活動が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題」が指摘されている。

そこで私は、教育活動で一番時間を費やしている日々の授業の中で、いかにして人権感覚を養っていくかを考えた。歴史授業において大切なことは、過去に起こった事象をただ羅列して暗記させることなく、過去の教訓から現在を分析し未来へ向かって活用させることである。そのために必要なことは「過去との対話、自己との対話、他者との対話」を意識した授業実践である。つまり、自分が経験していない時代(世界)を想像し、自分の心や価値観と比較し、共感したり違いを受け入れたりすることである。現在、広義の人権観は「社会的要素と個人的要素の複合」ととらえられており、「社会や周囲との関係性の中で個人の自己実現や自己表現をどのように保障するのか」といった個人的要素も人権教育に求められている。あるがままの自分を受け入れ肯定的な自己受容の態度をもつこと

は、寛容な他者受容につながるからである。

しかし、青年期にあたる高校生年代は、自分自身の意見でもきっちりと自覚したり、表現したりできない生徒が少なくない。そこで、自分の感覚を数量化して表すことができる AHP (Analytic Hierarchy Process = 階層分析法) を使うことで、漠然としていた自分の意見を明確にし、過去との対話や他者との対話をしやすくしようと考えた。そして、対話を通し「建設的な手法により人間関係を調整する能力」等、人権教育の理念を意識させることで、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」人権感覚を育成したいと考え、この研究主題とした。

2 研究目標

自己も他者も認める人権感覚を育成するために、歴史授業において、AHP を活用した話し合い活動を行うことの有効性を、実践を通して明らかにする。

3 研究内容・方法

(1) 研究仮説

歴史授業における話し合い活動の場面において、AHP を活用した意思決定をすれば、歴史的な事象に対する自己の見方や考え方、他者との共通点や違いを認識し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を養うことができるだろう。

(2) 研究の具体的内容

① AHP について

AHP は米国ピッツバーグ大学のサーティ教授により提唱された手法であり、主

観的な判断等、本来は可視化できない自分の考えを、一対比較と計算によって数量化し、選択肢の中から重要度を決定していくものである。現在、世界中で政治、経済、高等教育など様々な分野で利用されており、歴史授業の中でも生徒の意思決定に活用できるのではないかと考えた。

②検証授業

(7) 対象：高校2年（日本史選択者）109名

(i) 単元：日本史B 中世社会の成立

武士の社会「承久の乱」2時間展開

(ii) 人権教育の視点から見た授業のねらい

- 自己も他者も認める人権感覚のある雰囲気を作室内に作る。
- 過去の人物の立場になって考え、想像力を働かせるとともに、客観的な根拠をもつ。（過去との対話）
- 自分の考えを理解し、他者に表現できるように意見を構築する。（自己との対話）
- 自分の考えを表現し、他者の考えを傾聴し、認め合い、他者から学ぶ。（他者との対話）

(I) 授業展開

第1次展開 内容理解とAHPによる自己理解中心

学習展開	内容	ねらい
ルーブリック評価の提示	評価の観点と初めに示し、授業のねらいを理解させる。	a
3～4人のグループビンゴ	男女混合にし、思考の広がりより起こるようにする。	a
内容説明と資料精読	自分の考えに根拠をもてるように、知識理解を深めさせる。	b
班内で資料チェック	自分が重要と考えた箇所をチェックさせ、班員相互で確認させる。	b, c, d
AHPの作業	自分自身を過去にタイムスリップさせ、個人・家族・仲間・社会のうち、何を重視するか、一対比較と重みの計算をさせる。	b, c
AHPの結果から自分の支持勢力を考える	源頼朝から本頼安堵された武士を想像し、AHPの重みを参考に支持勢力を決める。又、その理由を記述させる。	b, c
振り返り	本時のまとめとして、自分の考えを記述させる。	b, c

第2次展開 話し合い活動による他者理解中心

学習展開	内容	ねらい
ルーブリック評価の提示	人権感覚のある話し合いのルール等、授業のねらいを示す。	a
3～4人のグループビンゴ	思考の深まりを得るため、AHPの結果が似た者で編成する。	a
アイズプレイク	既習知識の確認（山手線ゲーム）で話しやすい雰囲気を作る。	a, b, c, d
話し合い活動(1回目)	AHPの結果を比較し、意見を集約させる。	c, d
クラス内発表	ホワイトボードに意見を集約し、黒板に掲示させる。	d
話し合い活動(2回目)	他班の発表を聞いた後、思考のゆらぎ、深まり、広がり等、再考察した意見を確認させる。	c, d
振り返り	思考のゆらぎや広がりも含め、自分の考えをまとめさせる。	b, c

(i) AHPの具体的方法

AHPは次の手順を追って進めていく。まず課題を分析し、「総合問題（本時の問い）」「判断基準（考える要素）」「代替案（選択肢）」を設定し、階層構造を作る（図1）。

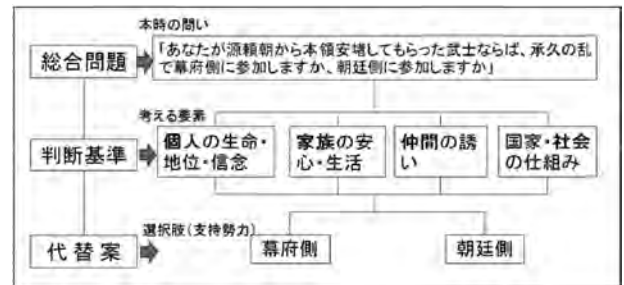


図1 AHPの階層構造例

そして、総合問題から見て判断基準の「一対比較」をし、「重み」を計算する。「一対比較」とは、判断基準内の二つずつを取り出し、「どちらがどの程度、自分としては重要（大切）か」の値を示すものである（資料1）。「重み」とは自分が大切にしている

判断基準の二つずつを取り出し、大切さ（重要性）を比べ、値を示す	
重要性の値	定義（選択肢）
1	両方の項目が同じくらい重要（equal importance）
3	前の項目の方が後の方より少し重要である（weak importance）
5	前の項目の方が後の方より重要である（strong importance）
7	前の項目の方が後の方より非常に重要である（very strong importance）
9	前の項目の方が後の方より極めて（絶対的に）重要である（absolute importance）
* 後の項目の方が前の項目より重要な場合、逆数を入れる（例）1/3、1/5等	

資料1 一対比較値（尺度とその定義）

考えを割合（数量）で表したものである（資料2）。最後に、判断基準の重みを考慮し

	①個人	②家族	③仲間	④社会	幾何平均 (横の数字の積を4乗根)	重み(幾何平均 ÷幾何平均の総和)
①個人	1	3	5	1/3	$\sqrt[4]{1 \times 3 \times 5 \times 1/3} = 1.49$	$1.49 \div 5.92 = 0.25$
②家族	1/3	1	5	1/5	$\sqrt[4]{1/3 \times 1 \times 5 \times 1/5} = 0.76$	$0.76 \div 5.92 = 0.13$
③仲間	1/5	1/5	1	1/9	$\sqrt[4]{1/5 \times 1/5 \times 1 \times 1/9} = 0.26$	$0.26 \div 5.92 = 0.04$
④社会	3	5	9	1	$\sqrt[4]{3 \times 5 \times 9 \times 1} = 3.41$	$3.41 \div 5.92 = 0.58$
幾何平均の和					$1.49 + 0.76 + 0.26 + 3.41 = 5.92$	

大切に考えている重み
個人25% 家族13% 仲間4% 社会58%

重み(大切さ)
社会 > 個人 > 家族 > 仲間

資料2 検証授業における重みの計算例

た上で、総合問題に対する自分の選択、代替案を決定する。

③検証授業の分析と考察

これまでの高校歴史授業は知識理解に重点が置かれ、活発な意見交換を行う場面は少なかった。人権感覚育成に必要な「対話」も授業ではあまり行われていない。そこで「過去との対話、自己との対話、他者との対話」という複数の観点をもって授業を展開した。歴史学習は過去の事象を取り扱うので、歴史の中の当事者になる想像力を働かせることで「過去との対話」が可能になる。

第一次展開で支持勢力を選択する時には、自分を当時の武士の立場として想像し考察することができており、「過去との対話」を行っていた。これは人権教育で求められている、他の人の立場になって考える想像力や共感的に理解する力の育成に有効と考える。

第二次展開で話し合い活動等、他者の意見を聞いた後の振り返りでは、過去の事象に対し自分や社会を大局的、俯瞰的に分析できる生徒が出てきた。これは人権感覚で必要な、他の人との人間関係を調整するために必要な客観的視点をもつことにつながる。

AHPの活用は「自己との対話」を可能にし、自分自身を見つめ直す契機となった。自分の意見をまとめるのに96.2%の生徒が「とても役立った」または「役立った」と回答しており、自己理解に有効であることを示した。また、AHPが「他人の意見を理解する」ために96.2%の生徒が「役立つ」と回答し、「AHPで話し合いがスムーズになった」と89.5%が回答したことは、AHPが他者理解にも有効であることを表しており、その発展性を示す結果となった。

「他者との対話」である話し合い活動は、AHPの結果を有効に使い活性化した。生徒は他の人の意見を尊重し、共感的に受け止めており、「自分の考えを深め

る（高める）ことができた」のが94.3%、「他者から学ぶ態度」や「自己も他者も尊重する態度」は共に全ての生徒（100%）が「とれた」と回答した。自分自身に新たな気付きをもたらし、価値観の多様化を図れたことは、人権感覚の育成につながる活動であったと考える。

4 研究のまとめ

(1)成果

①AHPの活用は、自己の考えと共に他者との共通点や相違点を明確に認識することができるので、お互いの大切さを理解し、認めた上での話し合い活動を展開するのに有効であった。

②歴史授業における話し合い活動は、AHPを取り入れて相互補完する（図2）こと

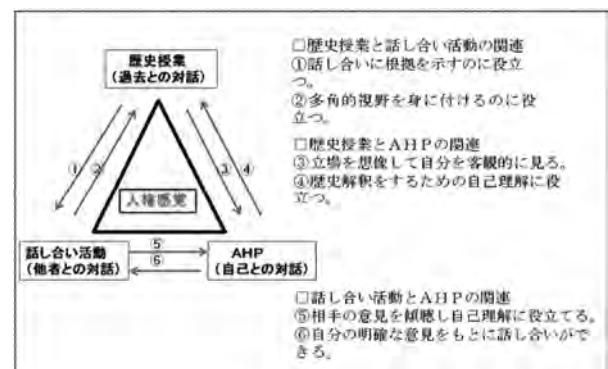


図2 人権感覚育成の概念図

で人権感覚を育成する在り方となり、人権教育に有効なことが明らかになった。

(2)課題

人権感覚の育成には、対話や活動が不可欠である。歴史授業での話し合い活動は、歴史事象の結論が分かっている中で行われる。話し合い活動を成立させるためには、生徒の感情や意見にゆらぎをおこす質の高い問いが必要であり、数多く開発していかなければならない。今後も高校の教科指導において、AHPの活用を含め、対話のある授業実践を継続していくことが必要であると考える。

小学校における博物館の利用法 ～中央博物館大利根分館の例～

県立中央博物館大利根分館主任上席研究員 えのき 榎 みか 美香

香取市にある県立中央博物館大利根分館は利根川下流域の歴史や自然について総合的に学べる博物館である。特に農具や生活用具の収集に重点を置いており、昭和期の生活用品が多数収蔵されている。小学校の授業などでもこれらの資料を活用いただくため、大利根分館では各種プログラムを用意している。

小学校での利用を最もお勧めしたいのは、毎年度9～3月に開催している「古い道具とむかしのくらし」展である。小学3年生の社会科学習の内容に合わせ、昭和30年～40年代に使用されていた衣食住に関わる約150点の民具を展示する。企画展示室全体を当時の雰囲気そのままに再現しており、約半数は子どもたちが実際に触れたり動かしたりできるようになっている。各資料の脇には開閉式の解説キャプションが置かれているため、子どもたち自身で短時間でも積極的な調べ学習が可能である。更に事前に申し込めば、学芸員が原始から昭和へと続く利根川流域の歴史を解説したり、提灯や石油ランプなどの昔の灯りを体験する対応も行っている。



常設展部分は利根川流域の産業や水運などの実物展示が行われており、小学4年生

の社会科単元「地域の産業・環境」に利用できる内容である。この場合も、各学校所在地周辺の歴史を絡めた解説を学芸員が行い、児童の関心を高めている。

どうしても来館が難しいという学校には、「出前展示・出前授業」のプログラムを用意している。持ち出し可能な昔の道具約80点のキットを学芸員が出前し、学校の空き教室などに展示して、3日～1週間程度子どもたちが見学した後に学芸員がこれに関する授業を行うものである。こちらは博物館からの移動が可能な範囲で先着順に受け付けている。



近年、博物館・美術館は収蔵資料を活用し、学校活動で利用しやすい、さまざまなプログラムを展開してきている。ぜひ博物館をどんどん御活用いただきたい。

(お問い合わせ：TEL 0478-56-0101)

平成 28 年度特別展 出発進行

～もっと・ずっと・ちばの鉄道～

県立現代産業科学館上席研究員

いしい としまさ
石井 俊正

1 はじめに

鉄道は輸送力に優れ、環境にも優しい交通手段として、多くの人が利用する公共交通機関となっています。千葉県内の各地をつなぐ鉄道は、それぞれに特徴ある変遷を遂げ、現在の県内鉄道路線網を形成してきました。

本特別展では、県内鉄道路線の歴史と魅力、鉄道の安全性や信頼性を支える技術についてわかりやすく紹介します。

2 展示構成について

(1)ちばで活躍する鉄道の紹介

～「もっと」ちばの鉄道～

本県の鉄道は、水運や街道に代わる新たな輸送手段として発展してきました。現在では、都心に隣接することから、産業物資の輸送はもとより、旅客輸送として通勤・通学の足、地域を支える交通網、成田空港へのアクセスなどの重要な役割を担っています。また、美しい海岸線、緑あふれる房総丘陵の山並みなど、ちばの豊かな自然を満喫できる観光鉄道としても近年注目されています。

第一部「ちばの鉄道物語」では、近世の街道、舟運から鉄道へと発展した県内の幹線交通網の成り立ちや交通遺産、廃止路線について「日本遺産 北総四都市江戸紀行」にも触れながら解説します。

第二部「ちばで活躍する鉄道」では、県内の鉄道路線を「地域にねざした」、「ちばと都心をつなぐ」、「成田空港へのアクセス」、「物流を支える」の4つに分類し、多方面で活躍する県内鉄道路線の歴史と特徴を紹介します。

第三部「新たな取り組み」では、鉄道事業者の新たな事業として、観光への取り組み

みや、地元の学校との連携について紹介します。

(2)鉄道技術の紹介

～「ずっと」ちばの鉄道～

鉄道の特徴の一つは線路を走ることで、線路は専用通路となるので、運転する速度や時刻を決めて正確に走ることができます。日本の鉄道技術はとても高い水準にあります。日本が誇る鉄道の安全性や信頼性を支える高い技術を、車両、信号保安、ダイヤ・運行の3つの分野に分け、鉄道部品や模型などの展示を用いて、わかりやすく解説します。

3 おわりに

本特別展では、関連イベントとして、鉄道総合技術研究所の小野田滋氏や千葉工業大学の富井規雄氏による講演会をはじめ、千葉大学鉄道研究会による「人車鉄道乗車体験」、更には電車のおもちゃを使って千葉県内の路線を再現するイベントなど、様々な企画を予定しています。ぜひ御来館いただき、ちばの鉄道の歴史と魅力、鉄道技術について理解を深めていただければ幸いです。



銚子電気鉄道「デキ3」



電車のおもちゃイベント

会 期：平成 28 年 10 月 14 日(金)～平成 28 年 12 月 4 日(日)
会 場：千葉県立現代産業科学館
入場料：一般 800 円、高校生・大学生 400 円
※中学生以下、65 歳以上は無料
問合せ：千葉県立現代産業科学館 普及課 (047-379-2005)
<http://www.chiba-muse.or.jp/SCIENCE>

「能動的自立研修」支援のためのツール改善

県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発担当

1 「能動的自立研修」ツールとは

「能動的自立研修」ツールとは、本センターが開発したパソコンを活用して行う自主研修ツールである。先生方一人一人の課題に合わせた研修を自ら計画・実践することができるようになっている。Research-Plan-Do-Check-Action のサイクルに沿って進めることができる。より活用しやすいように、ヒントボタンを用意する等、様々な箇所をリニューアルした。

2 「能動的自立研修」支援ツールの進め方

(1)「研修ツール」のダウンロード

本センターの Web ページにある「能動的自立研修」のバナーをクリックし、ダウンロードする。初めに、Read me の画面が表示されるので必ず読み、初期設定すると、いよいよスタートとなる。

(2)「自己評価表」に評価を入力 Research

年度初めに 52 項目について自己評価する。自己評価表のシートからも「取組例」が見られるように改善した。

(3)「研修計画書」に計画を入力 Plan

①研修テーマを決める

計画書の経験年数ボタンをクリックすると、自己評価の結果がレーダーチャートで表示されるので、自分のグラフを見て感じたことを書き、次に県平均と比較する。その後、日頃の実践も含めた自分の「よさと課題」を参考に、年間の「研修テーマ」を決定する。

②研修計画を立案する

テーマに沿って具体的な研修計画を立てる。計画書内にある「取組例」のボタンをクリックすると、自分のテーマに沿った取組のヒントを得ることができる。「取組例」には、それぞれの取組の具体的な内容に合わせて、関連する教育機関などの Web ページへのリンクが

張ってあるので、校外研修の計画立案に有効活用できるものになっている。

(4)研修を実践、経過を記録 Do

研修を実践したら、計画書の所定の欄に記録する。こうすることで自ら研修の進捗状況を確認でき、計画の修正にも役立てられる。

(5)実践を振り返り再び自己評価 Check

年度末に再び評価値を入力し、レーダーチャートの表示を行う。レーダーチャートには年度初めの評価結果も表示されているので、これとの比較によって一年間の研修の成果と課題を容易に確認することができる。

(6)成果・課題と次年度に向けて Action

自己評価の結果や 1 年間の研修内容についての振り返りをもとに成果と課題をまとめ、「次年度に向けて」もまとめる。



研修計画書（研修の記録）

以上が「能動的自立研修」の実践サイクルである。

本年度から 5 年経験者研修で本ツールを活用した研修を行っており、今後ステップアップ研修でも活用する予定である。ツールには 10 年分のシートが用意してあるので、資質能力の一層の向上のために継続的に取り組むことをお勧めする。

研究報告第 422 号「これからの時代に求められる資質・能力を教科横断的に育成する指導法に関する研究」について

県総合教育センターカリキュラム開発部研究開発担当

1 はじめに

平成 26 年 11 月の次期学習指導要領改訂に向けた文部科学大臣の諮問には「今後、一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育んでいくことを目指して学習指導要領の改善を図る必要がある」とあり、「これからの時代に求められる資質・能力」の育成が重視されていることが読み取れる。

こうした次期学習指導要領改訂に向けた動きを注視しながら、いかにして「育成すべき資質・能力」を学校全体で教科横断的に育成していくかについて研究し、そのための学校としての取組や毎時間の授業における有効な「手立て」について提案した。

2 これからの時代に求められる資質・能力と教科横断的な育成

「これからの時代に求められる資質・能力」とはどのようなものであろうか。

国内外の教育動向を踏まえ、本研究では、国外でいうところの「基礎的リテラシー」「高次認知スキル」「社会スキル」や国立教育政策研究所（以下、国政研）が「21 世紀型能力」として示した「基礎力」「思考力」「実践力」、更には中央教育審議会が論点整理で示した「三つの柱」に見られるような三層構造からなるものととらえた。そして、この三層構造からなる資質・能力は互いに密接に関連したものであり、個々に切り離して考えるべきものではないと考えた。更にこうした汎用的な資質・能力の育成は、各教科等にそれぞれ委ねられるのではなく、学校全体で教科横断的に育成すべきものだと考えた。

では、実際にそうした資質・能力を各学校

で教科横断的に育成していくにはどうしたらよいのだろうか。本研究では、国政研が学習指導要領を分析して示した「内容と資質・能力を学習活動でつなぐ」という考え方に着目した。



「教育課程の編成に関する基礎研究 報告書 7 P.38」(国政研 平成 26 年 3 月) を基に図示

これまでの授業でも、内容（指導事項）について、学習活動を通して指導することは、当然のように行われてきたが、どれほどの教員が資質・能力の育成を意識して毎時間の授業に臨んでいるであろうか。

「内容について、活動を通して指導しながら、資質・能力を育てる」ことを意識して毎時間の授業で実践できれば、必ずや資質・能力の育成につながるはずである。

3 教科等を貫く横串の設定

とはいえ、こうした資質・能力が「21 世紀型能力」のように三層構造からなるもので、個々に切り離して考えられないものとしたら、学校現場ではどこから手をつけてよいのか、迷ってしまうことであろう。そこで、本研究では、各学校における育成すべき資質・能力を一つに絞り込み、その育成に付随して他の資質・能力をも育成していくという考えにたどり着いた。つまり、一つに絞り込んだ資質・能力を「教科等を貫く横串」として設定し、全職員の共通理解のもと、学校全体で育成していくことで、同時に他の資質・能力も育成していくということである。



なお、本研究では一例として、「わかりやすく相手に伝える力」を教科等を貫く横串として、研究協力校に例示した。この力こそ、思考力・判断力・表現力等が最も具体的に表出した力であると考えたからである。

4 教科横断的に取り組める、資質・能力を育むための「三つの手立て」

各学校における「最も育成すべき資質・能力」を育むためには、実際の授業でいかにすべての教員が資質・能力の育成を意識して、学校全体で継続的に取り組めるかが最も重要なポイントである。そのためには、教科等を横断して継続的に取り組めるような有効な「手立て」が必要となる。



そこで、本研究ではその「手立て」として、以下の三つを提示した。

(1)手立て1「問いの工夫」

児童生徒の思考力を育てるには、自ら考えたいくなるような「問い」を設定することが効果的である。自ら考えたいくなるような「問い」、すなわち「思考を促す問い」に出会ったとき、児童生徒は主体的に考え、課題を解決したくなる。それにより、解決するためにはどうしたらよいのかを一生懸命考え、学習課題から解決に至るまでをイメージする。

「問い」を工夫することで、学習活動を変え、思考力・判断力・表現力等を育む授業のあり方について具体的に提示した。

(2)手立て2「思考ツールの活用」

思考力には、「批判的思考」「論理的思考」「創造的思考」など多様な領域があり、一領域のみを追求すればよいというわけではない。また、「思考」という言葉は、余りにも大きすぎて不明確である。つまり、思考力を育成するためには、この「思考」を細分化・具体化し、「どのように考えるのか」を児童生徒に示していく必要がある。そこで、考えを深めるために必要な思考力を、「思考スキル」として整理するとともに、その育成に有効であると思われる「思考ツール」を、学習の中で取り入れる方法を研究し、例示した。

(3)手立て3「リフレクションの設定」

これからの授業は、児童生徒が見通しをもって粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる主体的な学びの過程を実現することが一層重視される。そのため授業においては、学習をまとめたり振り返ったりする学習活動がますます重要になる。これらの学習活動は、これまでも授業に取り入れられており、授業の終わりに「学習のまとめをする」「本時を振り返る」等の表現で位置付けられ、実践されている。本研究では、この学習活動を「思考力・判断力・表現力等」を育成するという観点で整理し、この学習活動を、教科等を横断して継続的に取り入れていくための具体例を例示した。

5 おわりに

紙面の都合上、本研究の骨子のみを紹介したが、具体的な研究の内容や研究協力校での実践については研究報告書第422号を御覧いただきたい。なお、報告書については、当センターのWebページからダウンロードできるので活用していただきたい。

本研究が今後の教育活動に一つの方向性を示すことになれば幸いである。

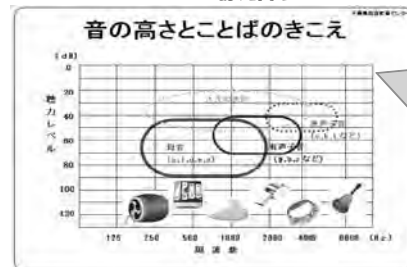
「平成28年度障害別基礎研修コンテンツ」について

県総合教育センター 特別支援教育部

このコンテンツは、教職員対象の研修で活用していただくために作成したものである。障害のある子どもたちの理解とその支援について「知的障害」「自閉症」「発達障害」「肢体不自由」「視覚障害」「聴覚障害」

「言語障害」「病弱・身体虚弱」の8つの障害についてまとめている。パワーポイントでの研修資料がCDの中におさめられている。県内特別支援学校40校には、各校1部ずつ、言語障害については各地区ブロックの担当校に配布してある。校内研修や特別支援学校のセンター的機能による地域支援などでご活用ください。

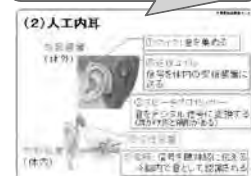
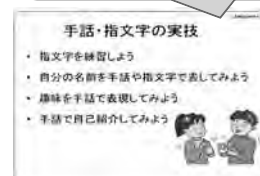
聴覚障害コンテンツ



グラフに示した各周波数の音を聞くことができるようになっています。一口に聴覚に障害があると言っても、聞き取りにくい周波数は人それぞれであり、きこえ方も様々であることを学びます。

聴覚特別支援学校（聾学校）独自の学習環境やコミュニケーション手段について、写真や実技体験をしながら、能動的に学ぶことができます。

通常の学校に在籍する聴覚障害児への支援にも役立つように、補聴器や人工耳の使い方を説明しています。



（聴覚障害コンテンツ見本一部抜粋）

特別支援教育講演会 「障害のある人の自己実現をめざして」

講 師 東京大学先端科学技術研究センター

准教授 熊谷 晋一郎 氏

障害のある人もない人も共に活躍できる共生社会を実現するために、私たちは、障害についてどのように理解すればよいのか。障害のある人たちが自己実現を目指すためには、周囲の人たちは、どのように支援したらよいのかなどについて、御自身に脳性まひがあり、発達障害の当事者研究として著名な熊谷晋一郎氏に御講演いただく。

熊谷晋一郎（くまがやしんいちろう）氏

1977 年、山口県生まれ。小児科医。新生児仮死の後遺症で脳性まひに、以後車椅子生活となる。小中高と普通学校で統合教育を経験。東京大学医学部卒業後、病院勤務等を経て、現在は東京大学先端科学技術研究センター准教授。著書には「リハビリの夜」（医学書院、2010 年新潮ドキュメント賞を受賞）

○期 日 平成28年11月19日（土）

○時 間 午後1時30分～午後4時
（受付：午後1時から）

○場 所 県総合教育センター 大ホール

○申込み 電話、メール、FAX

※手話通訳が必要な方は、申込みの際にお伝えください。

※メールで申込みの際は、①氏名、②所属、③当日可能な連絡先を御記入ください。

※FAX申込み用紙は、HPをご覧ください。

(<https://db.ice.or.jp/nc/tokushi/>)

○〆 切 11月4日（金）

○申込先 県総合教育センター特別支援教育部

TEL 043-207-6023

FAX 043-207-6041

メール sosetokusi@chiba-c.ed.jp

道徳教育の実践はどう変わるか

教育創造研究センター所長

たかしな れいじ
高階 玲治



1 考え、議論する道徳へ転換

周知のように「道徳の時間」は、「特別な教科 道徳」に変わり、次期学習指導要領に先駆けて小学校は平成30年度、中学校は31年度から実施されることになった。特に授業における指導方法は中教審の「考える道徳への転換に向けたワーキンググループ(WG)」で論議され、7月に報告書が示された。今後は検定教科書が作成されるが、当然ながら今からでも一部実施可能である。

そこで最も重視したいのは、これまでの道徳の時間をどう転換するか、である。

その主要なイメージは、「考え、議論する道徳」への転換である。だが、なぜ考え、議論することが重要なのか。

その最も大きな要因は単なる生活経験の話し合いや、読み物教材の登場人物の心情理解に終始する「読みとり」指導からの転換である。また、一部にみられる道徳軽視や指導の形式化からの脱却も重要である。

周知のように次期学習指導要領は、育成すべき資質・能力やアクティブ・ラーニングが主要な課題になっているが、道徳の時間においても、子ども自らが考え、主体的に学び、仲間と対話しながら深い学びを得ることが重要視されている。

中教審の「論点整理」には次のような重要な道徳教育の観点が示されていた。「『考え、議論する』道徳科への質的転換については、子供たちに道徳的な実践への安易な決意表明を迫るような指導を避ける余り道徳の時間を内面的資質の育成に完結させ、

その結果、実際の教室における指導が読み物教材の登場人物の心情理解のみに偏り、『あなたならどのように考え、行動・実践するか』を子供たちに真正面から問うことを避けてきた嫌いがあることを背景としてある。」そこで、「問題解決の学習や体験的な学習などを通じて、自分ならどのように行動・実践するかを考えさせ、自分とは異なる意見と向かい合い議論する中で、道徳的価値について多面的・多角的に学び、実践へと結び付け、さらに習慣化していく指導へと転換することこそ道徳の特別教科化の大きな目的である。」としている。

2 多角的・多面的に考えるとは

新しい道徳科の目標は、現行と異なって次の文言が示されている。

「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方を深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」

この文言にある「多面的・多角的に考え」が先に述べた「考え、議論する道徳」につながるのである。

課題に向き合ったとき、主体的に判断し、考え、追究しようとする意欲や態度を持つとともに、仲間と対話する中で何が本質であるかを多面的・多角的に認識することで、深い理解に達しようと努力する。その態度形成は予測困難な未来に向けて道徳的な実践力を形成するための自己の生き方を創り上げる基盤となるものである。

その背景には次期学習指導要領のどの教科等においても基本としている考え方があ
る。それは「育成すべき資質・能力」に全
ての学習活動が収斂(れん)する考え方
である。つまり、学力の3要素と言われる「何
を知っているか、何ができるか(個別の知
識・技能)」、「知っていること・できるこ
とをどう使うか(思考力・判断力・表現力
等)」、「どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか(学びに向かう力、
人間性等)」である。

この考え方が道徳科においても重要な要
素とされて「質の高い」授業活動が求めら
れるようになる。

3 道徳授業はどう変わるか

道徳の諸価値について多面的・多角的に
学ぶために、当然ながら授業展開が変わる。
その視点はなにか。

WGは3つの視点をあげている。

①読み物教材の登場人物への自我関与が中
心の学習。読み物教材が無くなるのでは
ない。教材の登場人物と自分との関わりあ
いを多面的・多角的に考えることで、登場
人物に自分を投影して自己認識などを深め
る。

②問題解決的な学習。生きる上で出会う多
様な道徳問題について、自ら考え、対話し
ながら深め合う中で、道徳的価値の意味把
握を深め、道徳的な行為についての資質・
能力を養う。複数時間による単元的なまと
まりが必要になる。

③道徳的行為における体験的な学習。WG
は役割演技などの体験的学習によって実際
の問題場面で実感を持って理解すること
で、様々な問題等を主体的に解決するた
めに必要な資質・能力を養いたいとしている。

更にWGは、このような質の高い多様な
指導への期待として、道徳的な問題や場面

を設定するための視点を次のようにあげて
いる。

①道徳的諸価値が実現されていないことに
起因する問題、②道徳的諸価値について理
解が不十分又は誤解していることから生じ
る問題。③道徳的諸価値のことは理解して
いるが、それを実現しようとする自分とそ
うでない自分との葛藤から生じる問題、④
複数の道徳的側面の間の対立から生じる問
題、などである。

これらの問題構造を踏まえた場面設定が
なされることが求められる、としているの
である。

こうしたことから、道徳の指導方法は従
来に比べてかなり多様化し質が高くなるこ
とが期待されるようになる。検定教科書も
新しい道徳科の考えを受けて副読本とは大
きく変わる可能性がある。

また、子どもに身近な教材選択の必要度
も増すであろうから、学校や地域の創意工
夫による補助教材の作成・活用への期待も
生まれる。実生活や実社会の課題が取り上
げられ、多面的・多角的な考え方が実際の
場面で活用されることも必要である。

ところで道徳科が誕生した背景に国の教
育再生実行会議の第一次提言「いじめの問
題等への対応について」がある。道徳科で
指導を強化したいのは「いじめ問題」であ
った。今後の指導において道徳科で「いじ
め問題」をどう取り上げ、考えさせ、どう
議論させるか、適切なカリキュラム・マネ
ジメントが重要になる。

新しい道徳科への転換は、校内の共通認
識と個々の教員の学年の発達に応じた効果
的な実践力がカギになる。将来に生かさ
れる道徳性の体得に向けて、何が必要な
課題か、それぞれの学校の積極的な取組に
期待したい。

外部機関との連携と、 チームで取り組む校内研修

鴨川市立安房東中学校教諭 いしざき よういちろう
石崎 要一郎



1 外部機関との連携

本校では、外部機関との連携を積極的にとるよう心がけている。それにより大きな成果をあげることができている。

(1)本校卒業生Aさんについて

明るく、働き者のAさんは入学以来友人と協調した生活を送っていた。勉強は苦手だったが宿題や自分のできることは誠意を持って取り組み、順調に中学校生活を送っていた。しかし、家庭の経済的困窮が顕著になり、衣食住に事欠くようになった。ライフラインにさえ危機を生じる中で、学習や部活動への意欲を失い、怠学傾向が強まったうえ、情緒不安定な行動・生きることへの不安を訴えるようになった。更に父親のトラブルで完全に収入が絶たれ、その日の食事にも困る状況になり、市福祉担当の方々による、フードバンクをはじめとした家庭への支援が始まった。

(2)定期的なケース会議

3年次5月、スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣申請をし、市教委指導主事とのコーディネートでケース会議を開催することを決定した。福祉課、子ども支援課、障害福祉係、家庭相談員等でチームを編成した。

学校から家庭へのアプローチは難しい。SSWは、市の支援の機関や、活用について熟知している。学校の要望や、生徒本人の困っている内容を理解した上で、家庭へのアプローチをそれぞれの立場で実行可能な方法を話し合う。父親、母親、本人に別々に支援が入る体制は、家族の生活を変え、希望する高校への進学を果たした。現在もアルバイトと学校の両立をし、無遅刻・無欠席で学んでいる。今年度、本校では不登

校生徒の対応に、訪問相談担当教員や家庭相談員との連携で、支援にあたっている。チームでの活動が以前のように回復の兆しとなってあらわれ始めている。

2 チームによる授業改善

昨年度より、市の研究指定を受け、でタブレットPCが40台設置された。市からのICT支援員の配置、教員のチームによる授業研究体制がつけられた。模索の毎日だが、生徒はより積極的に授業に取り組むようになった。

(1)自己決定の場、自己存在感を与える

一人一台のタブレットは、調べ学習や動画の視聴等、自分のペースでじっくり考え、考えをまとめることができ、積極的な意見交換ができる。一人一人の意見は、電子黒板に写し共有することで大切にされ、自己存在感を与えることにつながっている。

(2)共感的な人間関係を育成する

一斉学習、小集団学習、個別学習を必要に応じて最適な形態を選択し、組み合わせで授業展開している。タブレットを使用した授業では、自分の意見を発表しやすく、コミュニケーションがとりやすい。生徒も楽しく生き生きと学習に取り組んでいる。

3 おわりに

今年度、道徳教育推進教師を任された。ICTを取り入れた授業の展開や資料開発にチームで取り組んでいる。お互いの負担感の軽減だけでなく、仲間と共に課題に取り組む、乗り越える心地よさを味わえることが自分自身のエネルギーの源となっている。

千葉歴史の散歩道

袖ヶ浦市文協遺跡の大量出土銭

～考古資料を読み解く作業～

公益財団法人千葉県教育振興財団・調査課長



平成 22 年 9 月、袖ヶ浦市文協遺跡の発掘現場から 29,900 枚余りの銅銭が発見された。これまでに千葉県内から出土した大量出土銭の中でも群を抜いた出土量である。全国で発見される銭の多くは、工事などの際に見つかっている。今回は、埋蔵文化財の発掘調査中に発見され、銭がどのように埋まっているのかを詳細に記録することができた点で極めて貴重な調査例といえる。

いったいどの位の深さで、どれだけの銭が埋まっているのかは、掘らなければ判らない。しかし、相当量の銭が埋まっていることは間違いなかった。調査をどのように行うか慎重に検討した結果、出土銭の周囲を含めて土ごと切り出し、室内において詳細な記録を取りながら丁寧に銭を掘り出していくことにした。専門家に依頼して地面からの切り取り作業が実施され、室内での発掘作業が進められた。

銭は、一緡(ひとさし)と呼ばれる単位で紐に通され、それが幾つも繋がった状態で重なり、慎重な取り出し作業が 10 か月の間進められた。その結果、銭は直径約 40cm、高さ約 25cm の曲げ物に納められ、蓋をして埋められていたらしいことが判明した。取り出された銭は銅のサビで互いに硬く貼り付いており、銭を一枚一枚剥がし、クリーニングする作業と銭の文字を判読し、銭種ごとに分類する作業が 4 年にわたり続けられた。

以上のような経緯で明らかになった文協遺跡の出土銭は、銭種が約 80 種類、中国の北宋から南宋時代(960 年～1279 年)に製造さ



文協遺跡出土の大量出土銭

(千葉県教育委員会)

れた銭がほとんどで、特に北宋銭が圧倒的に多いことがわかった。枚数のトップ 3 は、初めて铸造された年代順(初铸年)で皇宋通寶(1038 年)、熙寧元寶(1068 年)、元豊通寶(1078 年)であった。最も古い銭は、前漢時代の四銖半両銭(初铸年 BC175 年)で、最も新しい銭は、元時代の至大通寶(初铸年 1310 年)であった。

銭 1 枚は 1 文、100 枚 = 百文で扱われ、その単位を一緡と言う。通例として一緡は 97 枚で流通していることが多く、文協遺跡でも実際に数えてみると 97 枚を単位とする例が最も多かった。中国から日本に輸入されて紐に通され一緡を単位として流通し、この地に大量の銭が埋められたのは、铸造が最も新しい至大通寶の年代から室町時代前葉のころと推測される。

土まみれの考古遺物は、水洗いから始まり上記のような数々の作業を経て資料となる。発掘されてから資料として遺物を読み解くまでの道のりは長い。この出土銭を含む文協遺跡の報告書は近くまとめられ、刊行される。

千葉教育 菊 (No.640) 平成 28 年 10 月 25 日発行

編集・発行 千葉県総合教育センター (代表) 安藤 久彦

〒261-0014 千葉市美浜区若葉 2-13 TEL 043-276-1204

URL <http://www.ice.or.jp/nc>

印刷所 株式会社白樺写真工芸

〒263-0002 千葉市稲毛区山王町 102-5 TEL 043-423-1101

次号予告

『千葉教育』 梅 (No.641)

◆シリーズ 現代の教育事情

オリンピック・パラリンピック教育～2020年に向けて～

○早稲田大学スポーツ科学学術院教授 間野 義之
文部科学省大臣官房政策課評価室
県教育庁教育振興部体育課
松戸市教育委員会

○提言 能楽師 シテ方観世流 九世 橋岡久太郎

平成28年度 シリーズ 現代の教育事情

蓮 638号	政治的教養を育むために ～学校での取組を考える～
萩 639号	学校の防災教育 ～子どもの命を守るために～
菊 640号	学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは
梅 641号	オリンピック・パラリンピック教育 ～2020年に向けて～
菜 642号	豊かな学びを支える集団づくり
桜 643号	これから求められる学力をどう育むべきか ～次期学習指導要領を読み解く～

「千葉教育」は千葉県総合教育センターのwebサイトで御覧いただけます。

表紙写真について
県立小金高等学校
総合学科1年次生 学校設定教科「産業社会と人間」の授業の様子